

神皇正統記

Ⓜ

000699-001-4

4-205

神皇正統記

今泉 定介/訂

上

M25

ACB-1555



4
3
205

館書圖京東				
	二〇五	四		
冊	號	架	函	類門

訂正
神皇正統記

今泉定
廣山健
訂正

上卷

今泉定介
島山 健
訂正標註

訂正神皇正統記

教育書
東京 普及舎
專賣所

刊行の趣意

神皇正統記の標註或ハ訂正せらるるの近頃、こまら世に
でたり、然るも、今ま本書を刊行せば、雨後の春草の毀、恐らくハ免
れずらん、然きども、草の生ずるも、種子あまばちり、本書の刊行も
た故ちてや、い、其のよ、を左に述べん
およそ、國文を普通學科の一として教ふるハ、國文學とするにあら
び、單に實用を目的とするものちり、細言すまば、平常、人々の使用す
る文章を明に解し、又わが思ふ事をらるる文章に綴りを得まば
足きりとするものちり、この目的を達せんハ、まづ、正確にして應
用便なる文法を授くるを、最良の手段ありと、然きども、文法ハ、
もと規則のち列舉し、るものなれば、より充分に語記し、るも、
實際に施さんハ、容易の事にあらず、まづ、初より一卷の文法を限
り、覺え盡くはらんハ、少年子弟に取りて、難しと、難きわざるを

訂正神皇正統記 刊行の趣意 一 教育書專賣所 東京

や、國文の讀本を授くる必要うゝに生ずるなり、こゝに、俚諺の所謂「習ふより慣れよ」といふは、基々るなり、讀本を用ふる目的既にこの如く、故に、其の書くる、語格文法の正しく、用語普通に於て、意味まこと極めて平易なるを良しとす、はまば、耳遠き古言難句の連なりたるハ、もとより、其の教科書とすべきにあらず、こゝに熟すまば、古文家とちりて、實用に疎く、熟せられたる、古今雜糅の文を作りて、拙劣見ると堪へず、其の結果一も取る所なく、徒に時を費やすのちるべし、こゝに獨、余等の私言にあらず、殆、教育社會の定論にして、まこと争ふべからざる理なり、然るを、今を争ふことと、中古の雅文をとりいで、普通の國語科に教授するものなきよあざざるハ、いふもどや、たよを、おれらの人々の所説なりといふを聞くよ、用語普通に、意味あつ平易なるハ、讀めばやがて解せらるるをりて、教科書といふすに足らばといふにあり、何ぞ其の見る所の卑き、讀めばやがて解せらるる

ハ、即、讀本の讀本たる所以よあらずや、かゝる解し易きものを熟讀せしめて、不知不識のうち、難澀なる語格文法を會得せしむるハ、即、讀本を授くる精神にあらずや、いふづらよ千年以前の古文を教へてもて、今日よ應用せしめんとする、妄といふ人の外なきなり、余等密に疑ふ、かく説くもの、或ハ普通學科中に教ふる國文をりて、國文學と同一視するハ、あざざるなきを、生徒も、普通の國文の上、自在よ筆を舞えし、まこと充分に他人の文事を解く事を得たらん後ハ、多少國文學の趣味を覺えしめんと、誠に當然の理たるべしといへども、初より文學上の高尚なるものを教へんハ、謬まりといふべし、教育に従事するもの、かゝる事よ心づつであるべしや、余等ハ信ず、普通科に用ふる國文の讀本ハ、第一、語格文法の正確なるものたるべし、第二、用語の普通なるものたるべし、第三、意味の平易なるものたるべし、これを教授する

に當りてハ、語格文法上、今人の常に誤り易きふくむを指摘し、明快な思想を寫す事を教へちバ、古今雜糅の文體も、士のづらゝ、其の跡を絶ち、普通文の改良も、求めずして得らるべきなり

余等、右の意見をもち、曩に、普通國文を編纂して世に公せしバ、幸に、多數の賛同を得て、今ハ、各地公私學校の教科書となり、發賣の部數、實に萬餘に及ぶなり、普通の國文に對して、余等と意見を同トするもの、世に尠うづるを見るべし、然れども、同書ハ、上下僅に二冊、其の目的を達せんハ、いとより、充分なるものにあらば、折もあらバ、後篇を編纂して、こまを補えんとハ、かねて思ふ所なきと、塵事の繁忙なる、其の意を果すこと能はば、つひに、本書を刊行して、暫、おまふ代ふる事とハ、ちきり、本書ハ、全篇通して、雅ならず、俗ならず、專、達意を旨とせるものなきバ、普通科に用ふる國文の讀本ハ、頗、適當なるガ如し、然れども、あつる類の書ハ、第一、文法上

の修練を要するものなるを、なす、其の誤謬、尠しとせず、うつ、時のごときハ、大うと、漢文訓讀の句調より、今日の言語とあはば、是まことと、一の瑕瑾といふべきなり、從來おこなたるものハ、更なり、近頃刊行の二三の書も、たゞ、異本を校正し、ま、標註を加へたるまでにて、おまよ注意せるものなり、余等ハ、專、この点と心して、こまを正し、ま、文義の解し、ごときには、ま、標註をも加へたり、はまバ、余等ハ、本書をもち、普通科に教ふる國文の讀本として、充分に價值ありと信するものなり

本書を教科書とせば、生徒をして、正格なる普通文に上達せしむるのこまらば、ま、左の數項の利益を享受せしむる事を得べし
第一、本書を讀まんものハ、神器授受の大典、皇位繼紹の尊嚴なるを、知り、國體の如何を明らかにする事を得べし、これ、邦人の必しも知らざるべからざる事なり

第二、本書を讀まんりのハ、太古より南北朝までの歴史に、不_レ通
ずる事を得べし、たとひ、今の所謂歴史ハあらざとも

第三、本書ハ、著者ガ、南朝の振をざるを憤り、勤王の士を鼓舞せん
ガ為に著したるものなれば、讀めば、世のづくら、盡忠報國の心を
生_レト、治_レ居て亂を忘れざるを得べし

第四、本書ハ、もと達意的の文章なきども、叙事遊説等の文體の、ず
ぐれくる所に至りてハ、多少、文學上の趣味を知る事を得べし

第五、著者ハ、文武の兩相よして、或點につきてハ、實に、空前絶後の
偉人なり、本書を讀まんりの、自然、其の風采を慕ひて、大_ニ反省す
る事あるべし

以上、五項の利益ハ、能く、前陳の理由と相合して、この書の刊行を促
するに、ぬ、記して卷首に附け

明治二十四年十一月

訂正者 識

凡例

一、本書ハ、塙氏の群書類聚本をもととし、井上頼國翁校本および、花
山院本、白山本、青蓮院本、其の他、二三の古寫本をも合せて校訂
したり、井上翁校本ハ、伊勢神宮八神主所藏の古寫本に據りて校
正せらるる本よして、其の原本、今ハ、宮内省の御物とされり、花
山院本ハ、花山院家の原本により、慶安元年模寫せるより、賀茂清
雄の奥書あり、白山本ハ、享祿四年、加賀國白山西神主、上道朝臣氏
末ガ寫せる本ふて、今ち、該社に存せり、是ハ、片假字交よて、宣命
書風にかきたり、青蓮院本ハ、應永四年の奥書あり、もと、京師青蓮
院の所藏なりしを、其の本書も、ちやく失せて、今、秘閣にあるハ、そ
の寫本なりといふ、諸本、頗、異同あり、はきど、本書ハ、もとより、考證
本とするよあらば、專、初學の徒の讀本に供するを目的とし、たま
バ、たゞ、家、純正とおゆるりのを採りて、其の他ハ、省略せり

一、文字、まゝハ、言辭の足らざる處ハ、○を志るして之を補ひ、贅字と覺ゆる處にハ、□を志るし、自他および時の違へるしハ、原字を圓^{何々}て□と志るせり、まゝ、時の用法を正したるがうめに、おのづから、語勢の變化を生じ、まゝ、文章の切まゝを續け、つゞきとるを切りとる類もおちど、この外、詞の活用、まゝ、係結の違へる、假字の違へるハ、印を附せずして直り正せり、まゝ、同トくあるべき文の、前後異なるを、正しきに従ひて一定しとる、文章のまぎきやすき處、漢字を、おとよ、假字に改めたるもおちど、まゝ侍^侍るの語ハ、もと敬語ふりて、對話體の文章に限るものなれば、今ハ、これを刪り、たり、たり、この語を刪りて文章をまぎる處ハ、ありまど、適當なる語を充てたり、これまゝを志るしを用ひず、送假字を一定したるもおちど

一、本書、諸本卷數異同あり、或ハ上下の二卷とし、或ハ甲乙丙丁の四

卷とし、まゝ、六卷とせざるあり、今ハ、便宜上、塙本に從ひて、これを三卷にわちちり

一、標註、略系ハ、つとめておき、明瞭ならん事を期したり、はきど、余等の淺學寡聞、なほ、漏れしるも多からん、そハまゝ、他日をもちて補正すべし

明治二十四年十一月

訂正者再識

准后親房卿略傳

卿本姓ハ源家の名を北畠まこと中院と稱せり、具平親王の後裔に
 て、大納言師重の子より、後伏見帝の御時、彈正大弼の職を奉りたり
 しが、花園帝の位に即らせ給ふや、やがて從四位下に叙せられ、右近
 衛中將左少辨を経て、參議に任ぜられぬ、元應元年、後醍醐帝御即位
 の年、中納言となり、正二位に叙せられたり、五年の後、まこと、大納言と
 なり、元弘三年、つひに、從一位准大臣とハちりぬ、(准大臣ハち不今の
 大臣待遇の如し)かくて過ぐる事十七年、薨ずるより、きだつ事五年、
 後村上帝勅し給ひて、親房を三宮に准じ、輦車にて宮城に入るを許
 らせ給ひき、三宮ハ、太皇太后、皇太后、皇后宮をいふ親王もあらず、
 攝家にあらずして、三宮に准ぜられたる、まことハ、特例といふべ
 し、たゞ、平清盛帝の外祖の故をもて、この待遇を蒙ることあるの
 と、はれば、後世の史家も、其の例もさるに驚き々ん、親房もち不、清

訂正申皇三卷已 准后親房卿略傳六

教育書專賣所

盛の例に外ちりずると評せるもありき、そのハ長慶帝の御母を、卿の女ちりといふよよきるるるべけまど、これたゞ臆測の一説たゞ、すぎば、今左に卿が終身の事業を擧げて、其の勳爵に適せざる否をを示さんと云

はてあゝに、一の極めて遺憾なる事こそあまき、そのハ諸書に、卿の生年月を載せざる事これちり、薨去の年月ハ、明らかくは知られたまは、生年月をどに釋ぬる事を得ば、其齡もまこと考ふべく、まこと其の齡と事業とを對照して、充分の興味も覺ゆべきを、まことに口惜しき限といふべし、たゞ、卿の還曆の壽を迎へ、疑ふべくもあらず、公卿補任を按ずるに、卿の五朝に歷事したり、確ちる事實より、其の薨ぜ、後村上帝の正平九年ちり、この五朝とハ、後伏見、後二條、花園、後醍醐、後村上の五帝を申するに、後伏見帝の御位も即りせ給ひ、紀元一千九百五十八年にして、後村上帝の正平九年ハ、

紀元二千十四年、その間五十八年、然るに、後伏見帝の御在位ハ、わづらよ三年なれば、その第三年より算へても、卿の身を公に奉ぜ、十五年ちり、こまふ、卿の總角の年月を加ふるとき、還曆の年ハ更なり、なす、輦車して宮城に入る事の許はまゝをけ、めと、その他、博識家の説どもを合せ考ふるに、稀古の年を、其の餘をも超えられたりとぞ覺ゆる

はても、卿の事業をとりふに、もとより、其の才藝と勇氣との美德に依きりとハいへ、能く、これらの美德の發揮すべき機會、を、あまき、を發揮せしめたるもの、なうらざてや、そのも、後醍醐帝の天位に登らせ給ひ、御年既に三十、御性質も英敏、學問の道も宏くおとし、き、されど、當時、北條氏の暴戾、益熾にして、萬民塗炭の苦を受け、皇室の御ことさへ、なす、北條氏の掌中にありて、大覺寺、持明院の兩統、おの、その儲位を争ひ給ひて、天つ日もくもりがち

ちる世はまろりくまきバ、帝の御父、後宇多法皇、院中におろくなむら、
 政を聴き給ひき、この法皇ハ、後三條帝以後の賢君ふまゝに、て、よ
 く、古今の大勢に熟し給ひ、ちべての學問も明らうよ、内典をさへ
 究め給ひき、これをもて、夙に、藤原宣房、源定房等を任用して、普く、徳
 政を布き給ひぬ、かくて、五年を経て、政を帝にうへし給ひしが、帝も
 まく、材學深くおそまゝにして、いづれも、法皇に超えさせ給ひしが、
 へよ、益、政治に大御心を傾けはせ給ひて、専、民心を收攬し、折もあら
 ば、宿世の御敵あり、北條氏を斃さんと力め給ひ、まこととそよ、謀らん
 りのもがなと覺し給ひき、はるふ、卿ハこの時、中納言ちりしが、帝ハ、
 早くもその非凡、ちるを見いで給ひて、すなまぢ、大納言に任じ、宣房、
 定房等と共に、政事に參與せしめ給ひき、むろ、大江匡房、藤原為房、
 伊房等と博識をもて名を齊くし、世に三房と稱へられしが、今まこと、
 親房等と呼ばて、後の三房といへり、實に、この任用こそ、卿終身の伎

倆を顯すべき端緒とハちりし

天下ハ、既に危急存亡の秋あり、至尊の大御心を惱ませ給ふ事限ら
 く、苟、身を公に奉ずる者、誰らハ、一身の儉安を望むべき、まゝて、君の
 親任ハ、世の常よあり、居る所の地位、まゝと身くらぬをや、必しも、滿
 腔の思慮を行らして、聖意よ對へ奉り、全身の勇氣を奮ひて、事の衝
 に當るべきも、卿の家ハ、もと文官の系なり、故よ、其の初、帝に事へ
 奉れるも、重よ朝儀典章よあり、大納言とちるに及びて、漸、樞機の顧
 問に應じ、大政を翼賛し奉り、嘉曆三年、皇太子邦良親王薨じ給ひ
 ぬ、こを北條氏の立つる所に、持明院の派あり、あつよ、幕府もま
 た、同ト派の皇子、量仁親王を立てしが、帝ハ、御まづららの皇子、尊
 良親王、もしくハ、世良親王を擇みて立てんとし給ひき、この故に、尊
 良親王を定房に、世良親王を卿と命じて、教養聊も怠らせ給はざり
 けむ、親房も、帝の御意を御意として、行末ハ、万乘の至尊と、定房に

訂正申上三卷己 准后親房卿畧傳ハ

教養專賣所正行

きつりき、顯家、其の時、僅に十六歳、卿父の故をもて、往きておれを輔
 けたりこいへども、實ハ、其の全權を握りたすり、いま、當時の有
 様を視るに、兵亂こそ治まりき、百事いまだ、其の緒に就らず、至尊
 と、宿志を果たし給ひて、や、心易くおぼしめせらるゝ、將率にハ不平
 を抱ゆるもの多く、まゝて、尊氏に依へ、謀反の證據あるをや、常に、國
 家の盛衰に注意し、天顔に咫尺に奉るもの、いふで、身を僻陬に
 留むべき時ちらん、はれば、卿も、年餘を経て、すちち京師に還り、延
 元元年、尊氏の大舉して西上する、まゝ、駕に従ひて叡山に趣きぬ、子
 顯家を陸奥より召して、行在をまもらしめ、義貞、正成等と謀を合
 せて、屢敵を破りしうば、尊氏、遂に支ふること能はば、志げし九州に
 走る、いしきりき、に、車駕京師に還り、諸將ハ、尊氏を追撃せし
 が、おどろく、尊氏、大兵を率わてふ、び東犯せり、人多くして天に
 勝つといはかる時、やあらん、この度ハ、官軍とらくは奮はば、正成

ハ戦死し、義貞も敗きて、帝まゝ、叡山に幸し給ふべき事とハちりぬ、
 次ぎて、尊氏の諂りて歸順するに及び、帝ハまゝ、京師に歸らせ給ひ
 たれど、諸公卿、諸將等、尊氏と伍するを忌み、多くハ、四方に逃げ去り
 き、この時、卿、皇子尊澄法親王を奉りて、伊勢に赴き、後圖に怠るのり
 た、のち尊氏、帝に強ひ奉りて、御位を光明帝に讓らしめ奉らん、
 くらを、卿、使を遣らし、みづうらの計畫を奏上して、まづ、吉野に行幸
 を仰ぎ、自も馳せ行きて、定房、清忠等と政務を賛翊し奉りぬ、帝、まづ
 め、京師を逃きたまふや、偽器を尊氏に授けて、暫、その心を慰め給ひ
 たらば、尊氏、後伏見帝の皇子、豊仁親王を立て奉りて、光明帝と稱し、
 皇居を京師に定めき、世よりて、吉野を南朝といひ、京師を北朝とい
 ひき、然れども、天に兩日あるべき理なく、國に二王の存すべき理な
 し、今、其の正潤をいふ、南朝ハ、もとより正し、北朝ハ、潤あり、は
 きハ、親房等ハ、益、志を堅くして、南朝を保護し、一日も早く京師を恢

復せんことを冀ひたりしなり、延元三年、顯家も、もろろく、安部野の露と消え、まてしうハ、弟顯信、つぎて陸奥守に任ぜられぬ、卿まこと、こまが輔となり、義良親王を奉りて、いで行きぬ、身ハ萬苦を嘗め、愛子ハ、既に屍を山野に曝せり、國難をあつめて一身に荷へる、誠忠たぐふべきものなり、然まども、時の至らぬハせんすべなきや、はけららず、海上にて颶風に遇ひ、親王と顯信とハ、伊勢に還り、卿ハ、常陸の東條浦に漂ひぬ、はれど、卿ハ、聊屈する色もなく、急に、阿波崎、神宮寺の二城に據まりしを、幾程もちく、この城ハ、敵に攻め落とされしりハ、直ちよ、小田城に奔りて、近國の諸城と連合して、大に、東北諸州の兵を集めぬ、小田城ハ、小田治久の守まる處なりき、折しも、帝行宮よて崩御まし、くまきハ、義良親王いで、御位を繼ぎ給ひし、うど、なほ、幼冲に渡らせたまひしをもて、卿、遙に奏し請ひて、任に堪ふべき人を撰り、一切の機務を司らしめたり、明年夏、陸良親王を小田城に

迎へまわして、おまを奉せし、冬にけりて、敵軍の來りて攻めくまきハ、初の不どハ、少しもひるまず拒きけれど、城主の治久はへ、敵軍に内應せし程よ、遂に保つことを得ず、退きて、關城に入らぬ、時よ、近隣の諸城皆陥り、北國の南軍、まこと悉く破きて、わづかに支ふるハ、唯、この一城のみ、さきよ、卿の小田城にあるや、屢使を結城親朝よ遣して、援を求めし、うど、親朝とくくよ、因循して應せど、關城に入りてより、更に、懇篤なる書をおくりて、いとく、南軍の振をけるを歎き、大義の忽にすべし、うど、ざるを説きなどして、百方これを論し、うど、終よ、叛きて、敵にハ降りぬ、親朝ハ、南朝の忠臣と聞えし、宗廣の子なり、忠臣の子よして、叛逆人となり、時の執察すべく、卿の心中思ひやるべし、不どなく、城も落ちたり、ハ、卿、潜行して、辛うとて、吉野よ還まり、この時正平四年なり、翌年、足利直義、上書して罪を謝し、歸順せんことを請ひぬ、はまど、直義の奸譎と狡智とハ、兄の尊氏も勝り、南帝

及、其の諸臣等の辛苦も、ひとへよ、此の二兎も因まることなきは、朝
 議頓了ハ決せざりしを、卿まづ權を許すべしとて、やがて定まりに
 き、のち直義、約に負きくまば、帝、卿に命ト書をもてこれを詰り給ひ
 し、直義まづ書を上りて、こまに應へ奉り、國政を武家に委ねたま
 らんことを請ひぬ、或ハこれを容まんといふもあり、つと、卿、堅く
 拒みて、終に、其議をゆるげざりき、おま正平五年の事なり、同七年、帝、男
 山に幸し給ひし時、卿、子顯能と軍をすべて、まづ京師に入り、政權を
 收めて、南北、暫統一たりき、これより、ちき、尊氏、南朝に降りて、直義
 追討の勅を請ひ、子義詮を京師に留めて、自ハ鎌倉に趣き、が、卿の
 京師にある、尊氏、直義を殺してまづ昔き、義詮も京師にありて、父を
 學びしつと、卿も防ぎあへば、やむことを得ずして、男山に還りき、八
 年六月、南軍、再京師に入り、北朝の官爵を削りて、政權を收むる事、二
 月、まづ、尊氏、襲をきて、攝津に退きぬ、この頃ハ、卿も、既に老いたま

バことに、記すべき事も、ちりりしにや、史籍にみえず、宜なり、おま、卿
 が、賀名生の露と消えに、前年なれば、ちり、嗚呼、准后親房ハ、實に、志
 を齎して、この世を去りし人のひとりよこそ

さて、以上ハ、卿の、直接に、王事、勤勞し、たる形跡を、陳べたるものな
 り、卿の大納言とちりて、より、斃ざるよ、いたるまで、前後殆三十年、義
 を磐石のたもきよ置き、命を鴻毛の輕きに比して、聊も省みず、或時
 よハ、衣冠を正しくして、御前に伺候し、或時よハ、堅甲利兵を挈へて、
 野に暴露せるなど、終始一日も、渝ける事なかりき、昔より、忠臣義士
 多しといへども、卿の如く、よく、文武を兼ね、天步艱難の時、當り、支
 離滅裂の境に居て、飽までも、至尊を奉戴せしハ、誠に稀なり、准三官
 の特例も、とより、難すべきいなまき、ちり、驚くべき理なり、何とて
 う、卿を清盛の例に加へんとハ、する、余等ハ、其の意解し、うとま、ちり、
 まづ、卿の遁世につきて、とかくいふものあり、然まども、おれ恐らく

ハ卿を知らぬもの、言ちるべし、いま、論者のいふを聞く、第一、卿の世を遁れ、ハ、哀の餘とハいへ、時の勢をも察せば、ハ、女性の行為も似たり、第二、この身、一旦佛に歸依するがら、事成り、苦去るよ臨みて、まこと、世にいでる、いりてか、人の功を偷む、譏らるらんといふにあり、余等ハ、おれを辨せんこと、甚、容易ちりと信ずるなり、思ふハ、卿の世良親王を教養し奉る、常よ、至情至誠をもて務め、つり、親王、忽焉として薨去し給ひ、ハ、その至情至誠、一時に外よ激發して、つひに、わきを忘きて、剃髮する、つり、まらるべし、はれば、おき決して、深く咎むべき、ハ、あらず、この時、も、殉死など、あつらんよハ、論者のいふ所、或ハ理ちき、もあらず、つらん、まこと、そのまごめ世を遁き、ハ、時にハ、哀の餘に吾を、はへ、忘き、ハ、程ちれば、時勢の如何ちとハ、もとより、心も、まごめ、つらん、まらるべし、まごめ、日敷歴て、其の哀の漸く薄らぎたる上ハ、まごめ、まごめのわき、よ、つへり、遁世の是非

曲直も、自覺られ、事、疑らるべし、然るに、當時ハ、如何ちる禍神のあつび、ハ、世ちり、つらん、至尊ハ、申すも、畏き御有様、よて、大宮所すら、何處と定め、はせ給、ハ、或時、ハ、松の下露に、玉衣を濕らせ給ひ、或時、ハ、浦の汐風に、龍體を曝させ給ひ、ハ、時ちり、つらん、ハ、卿ハ、一公卿の身をりて、如何ちも、せん術ち、まごめ、その時を待ち、ハ、こそ、卿の賢ちる、いつまで、わき、まごめ、かへらば、るべき、こまを如何で、ハ、時勢を察せず、といふべき、まごめ、人の功を偷む、が如き嫌あり、といふも、同トく非ちり、譬へ、ハ、あつ、ハ、一家あり、夫婦あり、夫ハ、外にいで、ハ、一家維持の策を講、ハ、婦ハ、内にありて、財政處理の任を司り、非常の故、あるにあつ、ね、ハ、一人、よて、こまを兼ね、ざらん、が如し、公につ、ハ、奉るもの、まごめ、然ちり、天下無事の時、こまを治むるハ、文官の任ちり、一旦事あま、ハ、身を挺、よて、おれを鎮むる、ハ、武官の務ちり、卿の世を遁き、ハ、聞ハ、もとより、文官の世にあつ、まごめ、天下ハ、亂ち、つらん、といへど、猛

將智勇の士の、ちか存して、幕府の滅亡も、預知らまされば、武事に慣
まざる公卿等の、遽に笏を擲ち、紼を脱ぎ、劔戟の間に立ち交する
必要もあつりしが如し、故に、卿ハまづ、事の定まらるを待ちて、はて後
に、おのぐ得る限の伎能を顯さんといふべし、こまをくも、人の
功を偷むといふべき、要するに、論者のおの言ハ、親房の親房たる
所以を知らぬ故あり、嗚呼、卿の行たる、至忠至誠、仰ぎても天に慚ぢ
ず、俯して、地に愧ぢゆるりのといふべし

右の外、卿の、間接に王事、功勞ある、まこと大あり、前より陳べし如
く、尊氏の兵を擧ぐるや、南風きならず、楠公ハ、湊川に斃れ、義貞ハ、藤
壘、死に、次ぎて、小楠公、結城、脇屋の諸將、まこと討たきて、誠に頼み少
き有様あり、くらくを、天下の志士、かちる、まこと立ちて、忠を南朝、盡く
すもの多く、干戈、數十年に亘りても、ちか屈せざりしが、りくより、神
器の威靈に、よるといへど、重し、卿を模範に、取まるものあり、子顯

家、顯能等の忠勇あり、殊に然あり、あ、この四海、海溟の時にあ
り、よく、一条の曙光を、放ちて、魑魅、蝮蛇の播殖を、防ぎ、人を、して、蹈む
べき道を、いらしめ、ハ、かへす、くも、偉ありといふべきあり、其の
功、いまだ、全く終へばりきといへ、吉野の山を、こまよよりて、榮え、
花の色香、おれによりて、失せざり、く、然きども、おれた、ハ、一世を、風
靡せし、の、南朝を、益せし、のみ、卿の功、豈、こまの、に、止まらんや、興
國年中、卿の、小田城に、あり、時、豫、事の、成らばるを、圖り、自ら、死を、決
して、天下、後世を、諭したるものあり、神皇正統記、こまあり、これぞ、大
に、卿の名聲を、高め、く、り、上、神代より、下、興國に、いたるまで、詳に、
皇位の、繼承、および、神器、授受の、大典を、説き、皇統の、正、潤を、明らるに
して、大義のある所を、示したる、誠に、唯一の、書あり、其の、議論の、正大
ふして、筆鋒の、嚴肅なるハ、古人、既し、孔子の、春秋に、比せり、よく、讀み
能く、味を、鄙夫も、立ちつべく、懦夫も、奮ひつべし、後世、この、書を見

て、感奮激勵したるりの幾何ぞや、宜ちり、志士文人の嘖々としてこの書を稱賛する事よ、この不々、卿の著書數部あり、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり、職原抄ハ、後村上帝御即位の時、一ハ政務の參考に供へ、一ハ身を公に奉ずるりの爲に、官職の本原、及、由来等を陳べたるものちり、今もせよ行たる、其の博學、まこと見るべきちり

卿の性質品行、及、一個人としてのみるべきハ、更に史に記はず、數百年後の今日、いさで知る事を得べき、然れども、右の形跡を見た、文武の良臣たり、ハいふも更ちり、思ふに、卿の心をたゞ、純良潔白にして、忠の一物もて成り、百事こまよりいで来に、くんとおぼゆ、其の忠ハ、決して支那のちあらび、まこと、歐米諸州のにあらび、わが邦人特有のものちり、其の意義を解せんとせば、再三、本書を繙くべし、必、悟る所あらん、それ、即、日本人のいさゆる「忠」ちり、人も、能く、これを明

らめて、心中にをさめ、機に臨み、時よ應りて、用ひたらん、ハ、至難なる、人間の行路も、いさりて易く、國家を維持せんこと、まこと、難かるべきハ、嗚呼、卿ハ、一世の指南車とちり、のみちる、ハ、萬代の指南車とちり、三尺の童子も卿の名を知らざる、或ハ神よ祠り、或ハ畫像を掲げて、こまを崇拜する、まことに故ありといふべし

大八洲
淡路、豊秋津、伊豫二名、筑紫、壹岐、津島、隱岐、佐渡あり

耶麻土、新日本紀云、問本國之号、何獨取大和、爾為國号、耶說云、磐余彦天皇定天下至大和國、王業始成、仍以成王業之地為國号、譬猶周成王於成周定王業初、國号周云々

是ハ、大八洲の中津國の名なり、第八に阿たるよび、天御虚空豊秋津根別といふ神を生じ給ひき、是を大日本豊秋津洲と名づ^け、今ハ、四十八ヶ國にわたり、中州たり、上に、神武天皇東征より、代々の皇都なり、依りて、其名をとめて、餘の七州をも、すべて耶麻土と云ふなるべし、唐にも周の國より出でたり、かむ、天下を周といひ、漢の地よりおこりたまはば、海内を漢と名づけ、かごとし、耶麻土といへることも、山迹といふるも、むかへ、天地わづれて、泥のうるやひいまだ乾く、山をのり往來して、其の跡おろりけむを、山迹といひ、或ハ、古語に居住を止と云ひ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり、大日本とも、大和とも書くことハ、此の國に漢字傳

大日靈といハ、天照太御神の御一名なり

天の磐船といハ、空中を昇降せし舟なりとぞ

えりて後、國の名をかくに、字をバ大日本と定めて、まもも耶麻土と讀ませたるなり、大日靈のまろしめす國をまを、其の義をもとれるなり、まろしめす、日の出づる所にちうければ、然いへるなり、義をかえまど、字のまろしめに日乃もといハ讀まず、耶麻土と訓せ、我々國の漢字を訓ずると、たかくかくのごとし、おのづから日のもとをいへるなり、文字によまるなり、國乃名とせるにあらば、又、いにしへより大日本とも、もろしハ、大の字を加へば、日本とも書けり、州の名を、大日本豊秋津といふ、懿德、孝靈、孝元等の御謚、まろしハ、大日本の字あり、垂仁天皇の御女、大日本姫といふ、是皆、大の字あり、天神饒速日尊、天の磐船にのり、大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣

漢書に樂浪の海中に倭人あり云々

〔ふ〕神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る孝安を日本足開化を稚日本とも號し景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名付け奉る是ハ大を加へざるなり彼是同くやまこく讀ませとれど大日靈乃義をたらばおんやまこく讀んでも叶ふべきく其の後漢土より字書を傳へけるとき倭と書きて此の國の名に用ひざるを即領納して又この字を耶麻土と訓して日本のごとくに大を加へても又除きても同ト訓に通用しけり漢土より倭と名づけたることちむろく此の國乃人初めて彼の土に至れりしに汝が國の名をバいッ云ふことひけるを我が國と云ひしを聞きて即倭と名付けたりと云々漢書に樂浪の彼の土の東北海中に倭人あり百餘國を分てりと云々もしくハ前漢のときすでに通

前漢書地理志に樂浪海中百餘國と見え又後漢書倭凡百餘國云々其大倭王居耶馬臺國と見えたり又東夷傳に建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬と云々せりされむ當時我國西南の人ハ私に交通して彼の爵位をも受けつと見ゆ天明四年二月廿三日抗前那賀郡志賀島の農甚兵衛といふもの蟹田の時を得つといふ金印今博物館にありハ彼の東夷傳と符合して頗考證とする足まらぬ尚ハ金印の事ハ福岡の細井金吾氏の漢委奴國王金印考を委す

餘國を分てりと云々もしくハ前漢のときすでに通しけるが一書にハ秦の代よりすでに後漢書に大倭王ハ耶摩堆に居ずと見えたり耶摩堆ハ是ハもと既に此の國の使人本國の例により大倭と稱するふよりてかく注せるう神功皇后の新羅百濟高麗を志とがへ給地にも通せられたり見えとまを文字もさどりて傳はれるう一説にも秦のときより書籍を傳へたりともい大倭といふ事ハ異國にも領納して書傳にのせられた此の國にのこめて稱するにあらば異朝に大漢大立ちると稱唐書に高宗咸亨年中に倭國の使をよめて示る心なて唐書に高宗咸亨年中に倭國の使をよめて示らためて日本と號す其の國東にあり日の出づるところにちうきをいふと載せたり此のと我が國の古記にえたりかあらば推古天皇の御時もあるの隋朝よ

推古天皇云、十六年九月、隋使裴世清の来りし時より

感亨元年ハ、天智天皇の九年ニ當り

神武天皇云、神武紀三十一年夏四月、西朝皇與巡索因登殿上喉間立而廻望國狀曰云、と見え、狀云蜻蛉好銜尾而飛、狀成輪曲、故譬之青山、四周始末相合之狀と見え、
細戈千足國云、日本紀云、昔伊弉諾尊、日本國曰、日本者浦安

り使ありて、書をたくり、倭皇とか、聖徳太子と、
づら筆をとりて、返牒を書き給ひしにも、東天皇敬白
西皇帝とありき、彼の國よ、倭と書きたまき、返牒に
ハ、日本とも倭ともせられ、是より上代ハ、牒あり
とも見えざるなり、唐の咸亨の比、天智の御代に、
りこれハ、まゐりに、件の比より日本と書きておくら
まけるよ、又、此の國を、秋津洲とい、神武天皇、國の
形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の醫咭乃ごとく有る
と宣ひしより、此の名ありきとぞ、されど、神代に、豊秋津
根と云ふ名あまた、神武も初めざるにや、此の外も、
と名あり、細戈千足國とも、磯輪上秀真國とも、玉垣内國
ともいへり、又、扶桑國とも云ふ名も、ある、東海の中

國、細戈千足國、磯輪上秀真國、又大己貴大神目之曰、玉垣内國と見え、
器の備より足れるをいひ、磯輪上秀真、他國より秀出する哉、玉垣の内國ハ、猶神國と云、
南子、日出于湯谷、浴于咸池、拂于扶桑、と見えたり
内典ハ、佛書をいふ、四大洲、東弗菩提、西瞿耶尼、南瞻部洲、北俱盧洲なり
一由旬ハ、平田翁の説、一我、一里十七町二十間ありといへり

震旦ハ、則支那なり

扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり、日本も東
にあれを、よそへていへる、凡、内典の説に、須彌といふ
山あり、此の山を廻りて、七の金山あり、其の中間を、
香水海なり、金山の外に、四大海あり、其の海中に、四大洲
あり、洲ごとに、又二の中洲あり、南洲を、瞻部といふ、
浮提と云ふハ、同ト、こまハ、樹の名なり、南洲の中心に、阿
耨達と云ふ山あり、山の頂に池あり、阿耨達、熱と云ふ、外書に、崑
崙といへるハ、池のかとをらに、此の樹あり、めぐり七由
旬、高さ百由旬あり、一由旬ハ、四十里なり、六尺を一歩
を以て、由旬、此の樹、洲の中心にありて、尤高し、依りて、洲
を計るべし、阿耨達山の南ハ、大雪山、北ハ、葱嶺あり、葱嶺の
北ハ、胡國、雪山の南ハ、五天竺、東北によりて、震旦國、西

南都ハ奈良をいひ北嶺ハ比叡山をいふ

北よあたりてハ波斯國なり、此の瞻部州も、縦横七千由旬、里を以て計ふまは、二十八萬里、東海より、西海にいとるまで九萬里、南海よ、北海にいたるまで又九萬里、天竺ハ、正中よよれり、依りて、瞻部の中國と云、地のめぐり又九萬里、震旦ひろくといへども、五天竺にちるぶまは、一邊の小國あり、日本も、彼の土をもちれて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師ハ、中州ありと志るさまたり、然らば、南州と東州との中より、遮摩羅と云ふ州なるべきにや、華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるハ、今の大陸の金剛山のとなりとぞ、さまは、此の國も、天竺よりも、震旦よ、東北の大海の中にあり、別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國あり、ねなは

劫ハ梵語なり、年月を經過する時期の名を

世界の中るまは、天地開闢の初ハ、いづくもくもるべきまらねど、三國の説おのゝ異あり、天竺の説にハ、世のまらまりを劫初と云㊦、劫ハ、成住壞空の四あり、各ハ、劫と云ひ、廿の増減を一中劫と云㊧、四中劫をあわせて一大劫とい、光帝と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布㊨、即大雨をふらし、風輪の上よつもりて水輪とちり、増長して天上にいたまき、又大風ありて、沫を吹き立て、空中よ投げお㊩、即大梵王の宮殿とちり、其の水次第に退下して、欲界の諸宮殿に至り、須彌山、四大州、鐵圍山を成㊪、うくて、萬億の世界同時にちり、こまを成劫と云㊫、此の萬億の世界を、三光帝の天衆、下生して次第に住㊬、是を住劫とい、此の住劫の間よ、二十の増減あるべしとぞ、其の初にハ、人の

男女の相見て分つべきを相といふ

須弥高、大略三百三十六万里あり、縦横すも同トとぞ

顔色うつけ、顔色の憔悴することちり

身光明遠く照して、飛行自在なり(き)、歡喜を以て食(ク)男女の相を(ク)後に、地より甘泉涌き出で、味酥蜜のごと(ク)或ハ、地味是をちめて味著を生(ク)仍りて、神通をう(ク)まひ、光明も消えて、世間大にくらくちりぬ、衆生の報志(ク)う(ク)めけまば、黒風、海を吹きて、日月二輪を漂出(ク)須彌の半腹におきて、四天下を照さ(ク)これよりな(ク)て晝夜晦朔春秋あり、地味よふけりより、顔色うつけ(ク)衰へき、地味、又うせて林藤と云ふ物あり(ク)或ハ、地皮衆生又食と(ク)林藤、又うせて自然の稷稻あり(ク)もろ(ク)の美味をそちへたり、朝にかれを夕に熟す、此の稻米を食せしにより、身も穢穢出で来ぬ、此の故に、始めて二道あり、男女の相各別に(ク)して、終る、淫欲のわざをな(ク)夫婦

刹帝利
樓炭經云、時彼衆中有
一人取草、端正威禮、
衆人便白、當為我典
主、作君長、号之曰王、以
法承祖、是故名刹帝利
十善不殺、不盜、不淫、不
妄語、不飲酒、不食肉、不
貪嗔、不邪見、不毀謗、不
欺誑をいふ

となづけ、舍宅をかまへて、共に住まき、光帝の諸天、後に下生するもの、女人の胎中にいりて、胎生の衆生とな(ク)其の後、稷稻生ぜば、衆生愁へ歎きて、たの(ク)境をわち、田種をやど(ク)、植ゑて食と(ク)他人の田種をさへ奪ひぬまむ者出で来て、たがひにうちあ(ク)これを決する人ありり(ク)、衆ともになか(ク)ひて、一人の平等王を立て、名づけて刹帝利と云(ク)田主とい其の初の王を、民主王と號しき、十善の正法をた(ク)ちひて、國を治め(ク)、人民是を敬愛(ク)閻浮提の天下、豐樂安穩に(ク)て、病患、および大寒熱ある事な(ク)、壽命も、極めて久(ク)無量歳なりき、民主の子孫、相續して、久(ク)君たり(ク)、やうやく、正法も衰へ(ク)、壽命も減して、八万四千歳

訂正 由りて

六

教育書傳賣所

主ともものをいふ

居士、主兵
居士ハをる土の義王
兵ハ武器をいふ

釈迦佛云、釈迦ハ今
を去る事凡二千四百
五十餘年前、迦毘羅城
の王宮に生じたり、父
は淨飯王といひ、母を
摩耶といひ、幼名を悉
陀と呼び、又釈迦ハ
維仁は譯し、則姓あり

佛ハ覺と訳を、群生を
覺悟せしむる義あり
とぞ
三災火水風をいふ

にいとる、身の長八丈あり、其の間に王ありて、轉輪の
果報を具足せり、まづ天より金輪寶飛び降りて王の前
に現在王出で給ふことあまは、此の輪轉トて行く、諸
の小王も迎へて拜す、向へて違ふものち、即、四大
州に主たり、又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり、此の七
寶成就するを、金輪王と名づく、次は銀、銅、鐵の轉輪王あ
り、福力の不同によりて、果報も次第に劣まるなり、壽量
も百年に一年を減し、身のたけもたちどく一尺を減し
てけり、百二十歳にあたまりしとき、釋迦佛出で給ふ、或
百歳の時とも云ふ、是より十歳にいたらんころ、あひに
さきに、三佛出で給ひき、十歳にいたらんころ、あひに
三災と云ふ事あるべし、人種ほとんどつきて、唯一万人
をあます、①、その人善をおこちひて、又壽命も増し、果

報もすくみて、二万歳にいたらんとき、鐵輪王出で、南
一州を領すべし、四万歳のとき、銅輪王出で、東南二州
を領す、①、六万歳の時、銀輪王出で、東西南三州を領
し、八万四千歳のとき、金輪王出で、四天下を統領す、②
①、其の報上にいへるがごとく、かのとき、又、減にむらひ
て、彌勒佛出で給ふべし、八万歳の時、此の後、十八ヶの減
増あるべし、かくて、大火災と云ふ事おこりて、色界の初
禪、梵天まで焼けぬ、三千大千世界、同時に滅盡する、これ
を壞劫といふ、かくて、世界虚空、黒雲のごとく、ちりを空
劫と云ふ、②、かくのおとくすること、七ヶの大劫をへて、
大水災あり、此のたびも、第二禪まで壞れ、七ヶの火災、七
ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞れ、こまを

證果の聖者といふこと
 り開き一人といふ義
 あり
 翻名義集、摩醯首
 羅大論、此云大自在と
 見えり
 一四天下といふ、天下の
 四分の一の義あり
 四地といふ、東西南北を
 いふ
 業力といふ、因縁力とい
 ふが如し
 異書の説云々
 徐整三五曆紀曰、天地
 混沌如雞子、盤古生其
 中、萬八千歲、天地開闢

大三災といふあり、第四禪已上に、内外の過患あると
 ち、此の四禪の中に五天あり、四ハ凡夫の住所、一ハ淨
 居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて、摩
 醯首羅天王の宮殿あり、大自在天色界の寂頂に居りて、
 大千世界を統領す、其の天の廣さ、彼の世界にわたまり、
 下天も、廣狹に不同あり、初禪の此の上に、無色界の天あ
 り又、四地をわたりといへり、こまきりの天ハ、小大の災
 に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きむバ退
 没すべしと見えたり、震旦を殊に書契を事とまする國な
 れど、世界建立をいへることたゞちるるに儒書にハ伏
 羲氏といふ王よりあるをばいはず、但、異書乃説に、渾
 沌未分のかたち、天地人のちりめをいへるハ、神代のお

陽精为天陰濁為地盤
 古在其中、一日九變、神
 於天、聖於地、天日高一
 丈、地日厚一丈、盤古曰
 長一丈、如此、萬八千歲
 天數極高、地數極深、盤
 古極長、後乃有三皇

こりに相似たり、或も、又盤古といふ王あり、日ハ日月と
 ちり、毛髪を草木とるる^{うけ}といへる事もあり、そまより下
 つりと、天皇、地皇、人皇、五龍等のもろくの氏打ち續き
 て、たかくの王あり、其の間數萬歳を経たりと云^の、我
 が朝のちりめハ、天神の種をうけて、世界を建立するす
 がとハ、天竺の説に似たるかともあるよ、ちまども、是
 ら、天祖より出のうた、繼體たがもずして、唯、一種まゝま
 せる事、天竺にも其のたぐひあり、彼の國の初の民主王
 も、衆のために撰び立てらまきより相續せり、又、世くど
 りてハ、その種姓もおなくほろがされて、勢力あまきハ、下
 劣の種も國主と成り、あまきへ、五天竺を統領するやう
 らもありき、震旦、又、おとさらさたり、ちりめたる國あり、む

五天竺、東西南北の四
 天竺、中天竺を加へ
 ていふ

訂正 神皇正統記 卷之三 普賢舎

う、世すなるに道たづがアときも賢をえらびて授くる跡ありにより、一種をわだむるおとち^{つら}亂世にちるまに、ちうらを以て、國をあそ^ひうれば、民間より出で、位に居たるもあり、我狄よりたこりて、國をうをへるもあり、或ハ累世の臣として、其の君を志のぎ、終に讓を得たるもあり、伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたる事、すでに三十六、亂のちなりとさ云ふもたづづるものをや、唯我が國の、天地ひらら、初より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまらば、一種姓の中におきても、たのづりら、傍より傳へ給ひしすら、猶正にらへる道ありて、ぞたもちまらら、是志うらなぐ、神明の御誓あたらして、餘國におと

くもるハ、箱く深津の字を訓ぜり、ものくふくまりて、未あられか分明らざる義なり

國常立尊と、天御中主神とを同神なりとい

なるべきいれちり、抑、神道の事ハ、たやすく顯はれと云ふ事あまど、根元を知らざれば、みだりあらきえりめとも成りぬべし、其のつひえを救なんために、聊志るさん、神代より、正理よて受け傳へつるいなきを宣べん事を志して、常にきこゆる事ハのせず、然まバ、神皇の正統記とや名づくべき

夫、天地いまだあられづり、時、渾沌として、圓がまるおと雞子のごとく、くもりて牙をふくめ、是、陰陽の元初、未分の一氣なり、其の氣を、めて分きて、清く明らるるハ、たなびきて、天とちり、たもく濁れるも、つて、地とちる、其の中に一物ちり出でたり、かたち葦牙のごとく、即、化して神となりぬ、國常立尊と申せり、又ハ、天

ふハ正統ありて又
五行の徳ありて云
とまたるも如何あら
ん。

御中主の神とも稱し奉る此の神に、水火土金水の五行の徳ありて、先、水徳の神にありて、**給**を、國狹槌尊と云ひ、次に、火徳の神を豊斟淳尊といふ、天の道ひとり**す**故に純男よてま**す**純男といへども、其の相ありて、木徳の神を渥土煮尊、沙土煮尊と云ひ、次に、金徳の神を大戸之道の尊、大苦邊尊といふ、次に、土徳の神を面足尊、惶根尊と云ふ、天地の道相交りて、各陰陽のかとちあり、然るも、其のふるまひちりといへり、此の諸神、實にハ國常立の一神にまゝにありて、五行の徳、世のく神とありて、**給**是を六代ともかぞふるあり、二世、三世の次第を立つべきに、**給**は、正しく陰陽のへる神を伊弉諾尊、伊弉册尊と申す、是ハ、正しく陰陽の

瑞穂の地、美しき瑞穂の産出す地といふ義あり
天瓊矛とハ、珠玉を以て飾とせる矛をいふ

礮取盧島、日本紀私記云、是自疑之島也、猶言白瀬也、今見在淡路島西南角小島是也、云俗猶存其名也

八尋の殿とハ、幾尋もある廣き殿をいふ

二にありて、造化の元とあり給ひ、上の五行ハ、猶ひとつくの徳あり、此の五徳をあてせて、萬物を生ずるを、**給**に、天祖國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊の二神に勅して宣く、豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きて志らすべしとて、即、天の瓊矛を授け給**給**此の矛の逆戈と、二神、此の矛をさづりて、天の浮橋の上にならずみて、矛をさし下して、かきおどり給ひ、**給**滄海のありた、其の矛のほきより滴り落る潮、**給**て一の島とち**給**是を、礮取盧島と云ふ、二神、此の島に降り居て、即、國の中の柱をたて、八尋の殿を化作して、共に住きたま**給**諸陰陽和合して、夫婦の道あり、此の矛ハ、傳へて天孫志たがへてあまくだり給へりとも云ひ、又、垂

此の矛ハ傳へて云々古語拾遺の説によらざり、又垂仁天皇以下ハ御鎮坐本紀によらまざるなり

伊勢ニ神宮をたてらざり、垂仁天皇の二十五年なり

仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照太神の御教のまゝに國々をめぐり、伊勢の國に宮所をもとめ給ひし時、大田命と云ふ神まかりあひて、五十鈴の川上に寶物をまかりおける處をまかり申し、彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき、大倭姫命よるこびて、其の所をさだめて、神宮をたてら^{れぬ}寶物ハ、五十鈴の宮の酒殿にをさめらまきとも云ひ、又、瀧祭の神と申は龍神なり、其の神あづかりて、地中にをさめたりとも云ひ、一よハ、大倭の龍田神ハ、此の瀧祭と同體にまゝ、此の神のあづかり給へるなり、よりて、天柱、國柱といふ御名ありとも云ふ、むらゝ、磯取盧島に持ちくゞり給ひしことハ、あきらかにあり、世に傳ふと云ふ事ハおぼつちなり、天孫のた

矛玉ハ云々、古語拾遺に矛玉自從と見えたる是なり

國を平けし矛、古語拾遺に於て大己貴尊及其子事代主神、皆奉避仍以平國矛授二神曰吾以此矛平有成功天孫若用此矛治國者必當平安云々とあり、自從といへるも、やがてこの平國矛のことなり

まゝとて給ひしなり、神代より、三種の神器のごとく傳へ給ふべし、はしをちれて、五十鈴の川上にあづかりしもおぼつちなり、但、天孫も、矛玉も、おのづからあづかり給ふと云ふ事見えたり、古語拾遺然れども、矛も、大汝の神のたてまつ^る國を平げし矛もあれば、いづきといふ事を知りて、寶山にとまかりて、不動の志ありとちりけん事や、正説なるべからむ、龍田も、寶山ちりた所ちれば、龍神を、天つ柱、國つ柱といへるも、深秘の心あるべきにや、凡神書にはまゝ、異説あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等にのせざらん、末學の輩、ひとへに信用しぐとかるべし、彼の書の中、猶、一決せざることおぼし、いもんや、異書におきてハ、正とすべからざるをや、

かくて、此の二神相もからひて、八の島をうゑ給ふ先、淡路の洲をうみま^す淡道穂狭別と云^〇、次に、伊與の二名の洲をうみま^す一身に四面あり、一を愛比賣と云^〇、これハ伊與あり、二を飯依比古と云^〇、是ハ讚岐なり、三を大宜都比賣といふ、是ハ阿波あり、四を建依別といふ、こまを土佐あり、次に、筑紫の洲をうみま^す又、一身に四面あり、一を白日別と云^〇、是ハ筑紫あり、後に、筑前、筑後と云ふ、二を豊日別と云^〇、是ハ豊國あり、後に、豊前、豊後と云ふ、三を速日別といふ、是ハ肥の國なり、後に、肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云^〇、こまハ日向あり、後に、日向、大隅、薩摩といふ、筑紫、豊國、肥の國、日向の御代のをとりめの次、壹岐の洲を生ま^す天比登都名よハあらざる

此の外あまの島、大八洲の外に、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知阿の島、兩見島等の島々を生み給ひ

柱といふ次に、對馬の洲を生みま^す天の狭手依比賣と云^〇、次に、隱岐の洲を生ま^す天忍許呂別と云^〇、次に、佐渡の洲を生みま^す建日別と云^〇、次に、大日本豊秋津洲を生ま^す天御虚空豊秋津根別と云^〇、すべて、是を大八洲と云ふなり、此のなりあまの島を生み給ふ後に、海山の神、木のおや、草のおやまで、悉くうゑま^すて、つら、いづれも、神にませば、生み給へる神の、洲をも山をそつらり給へる、なと、洲山を生み給ふに、神のあゝをまきま^すらる、神世のわざなれば、誠にをうりあそ、二神、又、なからひて、宣く、我すでは、大八洲國、および山川草木をうめ、い、天の下の君たるものをうま^すらんとて、まづ、日神をうみま^す此の御子、光るる

蛭子、古事記にハ、國を
うみ給ふ前、この御
子を生み給ふことに
記せり

くして、國の内にてりこ不^ら二神よるこびて、天に送り
ついで、天上の事をいづけ給^ふ此のとき、天地相去る事
遠く^らび、天の御柱を以てあげ給^ふ是を、大日靈尊と申
し、雲の字ハ、靈と又ハ、天照太神と申す、女神にてま
通ずべきあり、次に、月神を生^ます其の光、日につがり、天にの
すなり、次に、月神を生^ます其の光、日につがり、天にの
だせて、夜の政をいづけ給^ふ次に、蛭子をう^ます三と
せにちるまで脚た^らび、天磐楸樟船に乃せて、風にまに
くもちち棄てつ、次に、素盞烏尊をう^ます勇^まききけ
く不忍にして、父母の御心にうま^らび、根の國にいねと
のたま^ふ此の三柱ハ、男神にま^すますに依りて、一女、三
男と申すなり、すべて、あ^らゆる神、みな、二神の所生にま
す、せど、國の主たるべ^しとて、生^ま給ひ^らば、ことさ

神退とハ、崩御し給へ
るといふ古語なり

穢取神、延喜式、下總
國香取郡香取神宮と
見えたる是なり
庶島神、延喜式、常陸
國鹿島郡庶島神宮と
見えたる是なり

天益人、ま^ま青人草と
いふ、死ぬる人より
も、生る^る人の多く益
ふえゆく云ふなり
日向の小戸云々
古事記、日本紀等にい
橋之小門、檍原といえ
る、但、その地今詳ま

らに、此の四神を申し傳へけるに、おる、其の後、火の神、軻
俱突智を生^まま^し、時、陰神、や^りきて、神退給ひにき、陽
神う^らみい^りりて、火の神を三段にき^ら其の三段、おの
く、神とま^ら血^のま^らりも^らぎて、神とま^られ、經
津主神、齋主の神とも申す、健甕槌神、武雷の神とも申す、
の祖なり、陽神、猶志^とひて、黄泉までお^ちりて、さま
ぐの誓^りき、陰神う^らりて、此の國の人を、一日に千
頭ころすべ^しとのたまひ^らる、陽神も、千五百頭を生
むべ^しとのたまひ^らる、依^りて、百姓をバ、天益人と云
ふ、死ぬるものよりえ、生る^るもの^もお^ちききり、陽神
かへり給ひて、日向の小戸の橋檍原といふ所にて、御被
給^ふ此のとき、あ^まの神、化生し給へり、日月神も、お

給ふと云ふ説あり伊弉諾尊神功すでに終へにけきむ天上にの
不_レ天祖に報命申して即天にと_レまりたまひたりと
ぞ

天照太御神ハ天神に
ま_レませり此に地神
と申せり誤り

地神第一代大日靈尊これを天照太神と申す又日神と
も皇祖と申さる此の神のうまれ給ふと三の説
あり一にも伊弉諾伊弉册の尊あひまからひて天下の
あろ_レトを生まばらんやとて先日神と_レり次に月神次
に蛭子次_レ素盞烏尊を生_レ給_ふといへり又ハ伊弉諾
尊左の御手に白銅の鏡をと_レりて大日靈尊を化生し右
の御手にとりて月弓尊を生し御首をめぐらして_レり
りみ給ひ一間に素盞烏尊を生_レ給_ふといへり又
ハ伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎたまひりと

化生し生し自動の詞
ま_レませり此に他動
と申せり誤り

和光の御誓
和光ハ智慧の光を深
く_レく_レて顯_はさ
るをいふ
や_レら_レれハ追放の義
ち_レ俱_レハ日本紀
に據ら_レたり古事記
ハ_レ兼母神のま_レ根
の國_レ行き給_ふと
て泣き給ひけ_レバ父
神怒りて遂にその國
へ逐ひやり給ふと

き左の御眼をあらひて天照太神を生し右の御眼をあ
らひて月讀尊を生し御鼻をあらひて素盞烏尊を生し
給_ふともい_ふ日月神の御名も三あり化生の所も三あ
れば凡慮を_レりがたし又お_レます所え一にも高天
原と云ひ二にハ日の少宮と云ひ三もハ我_レ日本國_ハ
ま_レち_レりハ咫の御鏡をと_レせま_レて我をみるがこ
と_レせよと勅_レ給ひける事_ハ和光の御誓もあ_レは_レきて
殊更にふ_レきみちあ_レるべ_レければ三所に_レ勝劣の義を_レ
存すべ_レう_レび茲に素盞烏尊父母二神に_レやら_レは_レきて根
の國にく_レだ_レり給ふべ_レか_レら_レが天上に詣_レて_レ姉尊に見
え奉_レりて_レひた_レるるに_レ申_レと_レま_レひ_レければゆる
すべ_レと宣_ふよりて天上にの_レ不_レま_レす_レ大_レう_レと_レる

に見えたり
ひたぐるへ一向の義
ち

四柱の男神、柱ハ貴人
を教ふる時の称なり

き、山岳ちり响えき、此の神の性たけき、然らむるに
ちん、天照太神おどろきまゝく、兵の備をして待ち
給^{ひぬ}彼の尊黒き心ちたよとくへたま^{ひぬ}、ちくバ、誓
約をちりて、清き黒きを知るべし、誓約の御中に、女
をうませバ、きこなき心ちるべし、男を生ませた、きよた
心ちるんとて、素盞烏の奉らまぐるハ阪瓊の玉を取り
給ひくバ、其の玉に感ドて、男神化生し給^{ひぬ}、素盞烏尊
悦びて、^正ま^我さ^吾や^勝あ^勝ま^勝か^勝ちぬと宣ひく、依りて御名を正
哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申^せ、^{是ハ、古語}拾遺の説又の説に
ハ、素盞烏尊天照太神の御頸にかけ給へる、御統の瓊玉
をこひとりて、天の眞名井にふりすぎ、是をうと給ひ
くバ、先、吾勝尊うまれま^す、其の後、猶、四柱の男神生ま

こハ、天穂日命、天津
彦根命、活津彦根命、熊
野標樟日命をいふ
めぐハ、慈愛の義を
腋子、古語格遣、是以
天照太神育吾勝尊、將
甚鍾愛、常懷腋下、稱曰
稚子、今俗号稚子曰和
可志、是其轉語也と見
えたり
さまくの科、殿畔埋
溝生利、逆利との罪
をいふ

給^{ひぬ}物ざねハ我ガ物なれば我ガ子ちりとして、天照太神
の御子になし給^{ひぬ}といへり、^{是ハ、日本紀}の一説なり、此の吾勝尊を
ハ太神めぐとおぐく、常に御脇もとにすゑ給ひ
くバ、腋子と云^ひ、^今の世に、をさちた子をわく子と云
ふハ僻事なり、かくて、素盞烏尊、天上にまけるが、ち
まぐの科を犯し給ひき、天照太神いうまで、天の石窟
におもり給^{ひぬ}、國のうちとこやとにちりて、晝夜のわさ
まへなかりき、もろくの神たち愁へ歎き給^{ひぬ}、其の時、
諸神の上首にて、高皇産靈尊と云ふ神まゝく、昔、天
御中主の尊、三ちらの御子おえし、^長を高皇産靈
と云ひ、次をハ神皇産靈といひ、次を津速産靈と云ふと
見えたり、陰陽二神こそけりて、諸神を生し給ひく

たむらう、たハ添辭
て、むらうといふに同
義あり

日前の神延喜式、記
伊國名草郡日前神社
とある是なり

直に、天御中主の御子といふ事おぼつかる、此の三を
中主の御子と云ふことハ、日本紀にハ見え、古語拾遺ニあり、此の神、あめのやすのハ
の邊に、て、八百萬の神を集へて、相議り給^ひ、其の子に
思兼と云ふ神のたむらうにより、石凝姥と云ふ神を
て、日神の御形の鏡を鑄^り、其のほ^め鑄たり、鏡、諸
神の心にあ^そ、^す是ハ、紀伊國日次に鑄給ひ、鏡、うろそ
あ^うま^ま、^くさ^さ、諸神悦びあがめ給^ふ、初^ハ、皇居に
今ハ、伊勢の五十鈴の宮、又、天の明玉の神を、て、八咫瓊
玉をつくら^め、天の日鷲の神を、て、青幣、白幣をつく
ら^め、手置帆負彦狹知の二神を、て、大峽、小峽の材を
切りて、瑞の殿をつくら^せ、^む此の外、くさ^く、あ、其の物、
既に備ちり、に^らう^ハ、天香山の五百箇の眞賢木を根こ

根こ、根をつけ、ま
ら振り、とるをいふ

蘿葛古今集の物名、
さぐり、ごけとあるこ
れなり、この物、奥山ま
らでハ生ひず、帯の如
く長き、ゆ^て、乾^し
ても色青く、て枯ま
ずとぞ

あ^ら、ハ、咲樂の義ま
り

に、お^とて、上枝にハ、八咫瓊玉を取りかけ、中枝にハ八
咫鏡を取りつけ、下枝にハ、青和幣、白和幣を取りつけ、天
太玉命^{高皇産靈の子なり}を、て捧げもた^し、^む天兒屋命^{津速産靈の子、或ハ孫とも云へり}を、て祈禱せ^し、^む天鈿目命^{眞興台産靈の神の子なり}を、て祈禱せ^し、竹の葉、鉄、憩木の葉
辟の葛をかつらに、蘿葛を禪に、竹の葉、鉄、憩木の葉
を手草に、て、著鐸の矛を持ちて、石窟の前に、て、俳優
を、て、相共に歌ひま^ふ、又、庭燎をあきら^ら、て、常世の
長鳴鳥を集へて、き^かひに長鳴せ^し、^む是ハ、み^ま神^{天照}
太神きこ^め、て、我ハ、此の比、石窟にあ^くれ居^る、葦原
の中津國ハ、こ^やら^ん、い^らに天鈿目命かく^らる
ぐ^らとた^が、て、御手を以て、細目にあ^けて見給^ふ、^ひ、^ひの
時に、天手力雄命といふ神、思兼の子、磐戸の脇に立ち給ひ

ちりくまは、今いふ
志米繩より

あそん、感歎の詞より
天の明るるをいふと
あるハ、古語拾遺より
誤るるなり
さやけ、分明の義より
竹の葉のこゑと云ふ
ハ非なり
千座の置戸といハ、罪を
贖ふべき種々の救フ
物をのすべき臺を云
ふ
坂の川上、和名抄より、出
雲國大原郡斐伊とい
ふ所なり

い、其の戸をひきひけて、新殿に移し奉る。中臣の神、天
屋根命、忌部の神、天太玉、志ましくべらるるを、日本紀にハ、端
出之繩と書け
り、註より、左繩端出也と云ふ、古語拾遺にも、引きめぐら
日の御繩と云ひ、是日影之象なりと云へり、引きめぐら
して、ち歸りまゝと申し上げらるるに、天始めて晴れて、
もろくくごそに相見、面みな明ららに白し、手をのべて
哥ひまひて、あまを、天のあきらあま、おもしろ、古語に、甚
切なるを
あまと云ふ、面白ハ、もろくくのあま、たのしむる、さやけ、
おひてあきららにしろきなり、竹の葉をふるこゑなかくて、罪
のこゑをけり、天鈿目の持ち給へる手草なり、かくて、罪
を素盞烏の尊によせて、おぼするに千座の置戸を以て、
首の髪、手足の爪をぬきて贖はしめ、その罪をさしひて、
神逐にやらせたまはれた、彼の尊、天よりくごりて、出雲の簸の
川上といふところにいきり給ふ、其の所に、獨の翁と焼

湯津のつま櫛といふ
の密なる櫛をいふ
八醜の酒、飛度もをり
くごりて、純酒とち
ならしむるをいふ

えうせるとハ、帯ひ給
へるといふ事、古語
なり

とあり、一の少女をす忍て、かきちでつゝ泣きくり、素戔
烏尊たそと問ひ給ふ、我ハ是國神なり、脚摩乳、手摩乳と
云ふ、此の少女ハわが子なり、奇稻田姫といふ、はたに八
箇の少女あり、年ごとよ八岐の大蛇のために吞まきて
今此のをとめ、まことのされんとすと申しけまは、尊、我に
くまんやと宣ふ、勅のまゝに奉ると申しければ、此のを
とめを、湯津のつま櫛に取りらるゝ、みづくにさし、八醜の
酒を、ハの槽にもりて待ち給ふに、ちりて、彼の大蛇來
まきり、頭、おのゝ一槽に入きて吞み酔ひて、ねぶりたる
を、尊をせらる十握の劔をぬきてす々に切りつ、尾にい
そりて、劔の刃すこゝかけぬ、割きて見給へば、一の劔あ
り、其の上に雲氣あり、くれバ、天のむら雲の劔と名付け

はく_レんやと_レハ、置_レべき_レあり_レず_レの義
 清地、出雲風土記云、大原郡須我山云々、本居翁ハ、今の熊野神宮を_レんと云_レれ_レり
 大己貴神、古事記に素戔嗚尊六世の孫とせり、こゝは直ニ御子とせりハ古語拾遺に據_レる_レる_レり
 古書に魂の働_レよりて四つの名あり、荒魂和魂、幸魂、奇魂、ち_レ幸魂ハ、幸福を得る事を主と_レ、奇魂ハ、奇異の徳を以て、万事を識別する事を主とすと云ふ

②、日本武尊にいたりて、あ_レためて草薙の劔と云ふ、そまよ_レ熱田の社にま_レは_レぎ_レち_レり、我何ぞあ_レて、私にお_レんやと宣ひて、天照太神に奉_レり上げら_レま_レに_レり、其の後、出雲の清地にいたり、宮をた_レて、稻田姫と住_レ給_レふ_レ大己貴神もい_レふ_レを生ま_レりめて、素盞烏尊ハ、遂に根の國にいでま_レぬ、大汝神、此の國にと_レま_レりて、今の出雲の天下を經營_レ、葦原の地を領_レ給_レひ_レり、依りて、是を大國主神とも、大物主神とも申す、其の幸魂、奇魂ハ、大倭の三輪の神にま_レは_レる_レり
 第二代、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姫命にあ_レひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ま_レりめ給_レふ_レ吾勝尊、葦原の中州に下_レります_レべ_レり_レを、御子生ま_レ給_レひ_レり_レハ、彼を下すべ_レと申_レ給_レひて、天上に留りま

①、まづ、饒速日命を下_レ給_レひ_レ時、外祖高皇產靈尊、十種の瑞寶を授け給_レふ_レ瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劔一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、こま_レち_レり、此の尊ハ、ちやく神は_レ給_レひに_レり、凡、國の主とて、こま_レち_レり給_レま_レり_レにや、吾勝尊下り給_レふ_レべ_レり_レときハ、天照太神、三種の神器を傳_レ給_レふ_レ後に又、瓊々杵尊もを授けま_レり_レに、饒速日尊ハ、こま_レを得給_レふ_レ然_レハ、日嗣の神にま_レま_レさ_レぬ_レる_レべ_レ、此の事、舊説_レなり、日本紀に_レ見_レえ_レず、天照太神、吾勝尊ハ、天上にと_レま_レり給_レふ_レと、地神の第一二に_レり_レぞ_レ奉_レる、其のこま_レめ、天下の主たるべ_レとて、生き給_レひ_レゆ_レる_レや

第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも、皇孫とも申せり、皇

いつきめぐみと八龍
愛の義あり

祖天照太神、高皇產靈尊いつきめぐみまゝて、葦原
 の中州の主とちりて、あまくだゞ給えんこときまひき
 爰に、其の國の邪神あきて、たやすく下り給ふまとかと
 うまわれバ、天稚彦と云ふ神をくごして、見せ給ひしに
 大汝の神の女、下照姫にとつぎて、返り事申はげ、三とせ
 にちりぬ、依りて、名を雉をつかはして、みせられしを
 天稚彦射殺しつ、其の矢天上にのびりて、太神の御まへ
 にあり、血まぬきたりけれバ、怪し給ひて、投げ下はま
 しに、天稚彦、新嘗して、ふせりたる胸にあたりて死まぬ
 世に、返り矢を忌むハ、此の故あり、はらに又、くごさるべ
 き神をえらむまゝ、時、經津主命檄取の神、武甕槌神鹿島
 にま勅をうけて下りまゝ、出雲國に至り、ちりせら

新嘗ハ、新穀を食す
儀式あり

葛木の鴨すけ、延喜
 式云、大和國葛上郡鴨
 都波八重事代主命神
 社二座
 諏訪の神すま、延喜
 式云、信濃國諏訪郡南
 方刀美神社二座

罪まへハ、罪うせま
り、誅伐せしむるを云
ふ

劍をぬきて、地につきたて、其の上うへに居て、大汝の神すけ
 太神の勅を告げまゝ、其子都波八重事代主神今の
 の鴨すけに相共にまゝと給ひぬと申しぬ、次の子、健御名方刀
 美神今の諏訪のすまたがまづりて、逃げ給ひしを、諏訪の
 湖まで追ひて攻められしバ、又、たがひぬ、かくても
 ろく、の悪神をバ罪まへ、順へるをバ不めて、天上にの
 びりて、返り事申し給ふ、大物主の神、事代主の神、相共に
 八十万の神を率ゐて、天にまゝ、太神すけことに不め給ひ
 て、よろしく八十万の神を領して、皇孫をまかりまつま
 とて、返り下り給ひたり、其の後、天照太神、高皇產靈尊相
 計りて、皇孫をくだり給ふ、八百萬の神勅を承けて、御共
 につらへまつ、諸神の上首、三十二神あり、其の中に、五

いろがまるハ、ひろれるの誤ハ、あちどウ

部の神と云ふハ、天兒屋命中臣の祖天太玉命忌部の祖天鈿女命後女石凝姥命の鏡作の祖玉屋命玉作の祖ちり、此の中みも、中臣、忌部の二神とむねと神勅をうけて、皇孫をたすけまかり給ひふ又、三種の神寶をけづけまひふ先ひふあひふのトめ、皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穂の國ハ、是吾子孫可主之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、又、太神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫ふさづけて祝ひて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以為齋鏡とのいまいハ、阪瓊の曲玉、天叢雲の劍を加へて三種とす、又、此のかゞみのごとくに分明ちりを以て、天下に照臨したまへ、八阪瓊のひろがまるがぶとく、曲妙を以て、天下を志るしめせ、神劍をひきはなして不順もの

を平らげ給へと、勅まいくいらいとぞ、此の國の神靈として、皇統一種、たゞくまいますこと、まいとに、是らの勅に見えたり、三種の神器、世ふ傳ふる事、日月星の天にあるにおちど、鏡ハ日の體ちり、玉ハ月の精ちり、劍ハ星の氣ちり、ふいきちりひあるべきいや、抑、彼の寶鏡ハ、さきふ記せる、石凝姥命の作り給へり、八咫の御鏡、玉ハ八阪瓊の曲玉、玉屋命天明玉とのの作り給へるちり、劍ハ素盞烏尊の得給ひて、太神に奉られ、叢雲の劍ちり、此の三種につきさる神勅ハ、まいちいく、國をたもちますべき道ちりべし、鏡も一物をたくもへず、私の心ちりして、萬象を照らすふ、是非善惡のすぐとあいをさいずと云ふとちり、其のすぐとよいがひて、感應するを徳とん、是

正直の本源あり、玉ハ柔和善順を徳とす、慈悲の本源を
 且、劍ハ剛利決斷を徳とす、智慧の本源あり、此の三徳を
 翁とせ受け継いで、天下の治まらんこと、まよひに
 たつるべし、神勅あきらかにして、詞約々にむねひろし、
 剩、神器にあはけ、たまへり、寂、うとつけりき事にや、中
 ふも鏡を本とし、宗廟の正體とあふらま給ふ、鏡ハ明を
 かうちとせり、心性明らなるれば、慈悲決斷ハ其の中に
 あり、又、まよひく御影をうつし給ひしうば、ふうた御心
 をとめ給ひらんうし、天にある物、日月よりあきらか
 ちるハまよひ依りて、文字を制するにも、日月を明とすと
 いへり、我ガ神、大日の靈にまよひませば、明德を以て照臨
 し給ふこと、陰陽におきて測りがたし、冥顯につきてた

宗廟ハ、伊勢神宮とせり

のみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、或ハ、まよひく勅
 をうけし神達の苗裔あり、誰ハ、是をあふぎ奉らざらべ
 き、此の理をたどり、其の道にたらしまざらば、内外典の學問
 も、爰に極まるべきにあらず、此の道のひろまるべ
 き事ハ、内外典流布の力ありと云ひつべし、魚をうる事
 ハ、網の一目によらるれど、衆目の力なるまよひ、これを得
 る事かときがごとし、應神天皇の御代より、儒書をひろ
 められ、聖徳太子の御時より、釋教をひろげられし給ひし、
 是まよひ、權化の神聖にまよひませば、天照太神の御心を
 うらみ、我ガ國の道をひろめ、ふらふら給ふるべし、か
 くて、此の瓊々杵尊、天降りまよひしに、猿田彦と云ふ
 神参りあひて、是ハ、衡の
 神あり、りか、やきて、目をあをす

内外典佛書を内典といふことハ、前に註せし、これに對して、儒書其他の書を外典といふあり

權化ハ、佛ガ化身として、權まよひの世に現はれ來るといふ事あり

高千穂の穂觸の峰
今の日向國臼杵郡知
舖郷ちりとも云ひ又
一説にハ大隅國曾於
郡務島山ちりんとも
いふ大隅薩摩ハ古日
向の中ちりちりハか
くいふも當らざるよ
ハあらず姑く二説を
存す
吾田の長狭の御崎古
事記ハ、笠沙の御崎
と見えたり、今の薩摩
國阿多郡加世田の御
崎ちりべーといふ

神ちりり〜に、天の鈿女の神行きあひとり、皇孫いづく
小の、い〜りま〜ますべきと問ひ〜うバ、筑紫の日向の
高千穂の穂觸の峰よま〜ますべ〜我ハ、伊勢の五十鈴
の川上にい〜るべ〜と申す、彼の神の申のま〜に、穂觸
の峰にあまくだりて、志づまり給ふべき所をもとめら
れ〜に、事勝國勝と云ふ神是も伊弉諾尊の御子、
又ハ鹽土の翁といふ、參りて、
わが居たら、吾田の長狭の御崎ちんよ〜〜かるべきと
申〜れバ、其處にすませ給ひ〜り、茲に、山の神大山祇
の二の女あり、姊を磐長姫と云ひ、是ハ磐石妹を木花開
の神ちり耶姫と云ハ花木二人をめ〜見給ふハ、姊もか〜
ちみ〜〜り〜れバ返〜つ、妹を留め給ひ〜に、磐長姫
う〜〜い〜りて、我をもめさま〜〜バ、世の人を命ちる

あやめ給ふあや〜
給ふ意なり
無戸室ぬりこり〜
室をいふ

くて、磐石のごくあらま〜、只妹をめ〜たれば、生めらん
子ハ、木の花のおとくに散り落ちると、詛ひ〜る小よ
りて、人の命ハ、〜かくちま〜とぞ、木花開耶姫めされ
て、一夜に〜みぬ、天孫あやめ給ひ〜れば、腹立ちて無
戸室をつ〜り、籠り居て、みづ〜火を立ち〜に、三人
の御子生ま給ふ、ハののの〜りける時、生ハ、ハを
火關降命と云ひ、火のちり〜に生ハ、ハ、ハ、火
明命といふ、ハ後に生ハ、ハ、ハを火々出見尊と申す、ハ此の
三人の御子をバ、火もやらず、母の神もそこち〜れ給え
ハ父の神悦びま〜〜、此の尊、天下を治め給ふ事、
三十萬八千五百卅三年といへり、是よりさき、天上にあ
が〜〜ま〜りま〜ハ神達の御事ハ、年序をか〜〜たに

や、天地おろれゝ以来の事、幾年を経たりと云ふおと見えたる文あり

海の幸、山の幸とハ漁獵して獲物あるを云ふなり

第四代彦火々出見尊と申せり、御兄火闌降命、海の幸ます此の尊ハ、山の幸まり、こゝろとに相かへ給ひし、各其の幸ちりき、弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をあへ給へりしをバ返しつ、弟の尊、鉤を魚にくまれて、失ひ給ひしを、あまがちにせめ給ひしに、せんすべりて、海邊にはまりひ給ひき、鹽土翁此の神のこ前に見ゆ、参りあひて、憐れと申して、謀ごとをめぐらして、海神綿積命小童とも書りの所に送りつ、其の女を豊玉姫と云ふ、天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告げてとらめ申しつ、遂に、其の女にあひ住ま給ふ、三とせをうりありて、故郷をおとす

す御氣色ありられば、其の女、父にいひあませて、歸り奉

る大小のうろくづを集へて、問ひらるに、口女と云ふ魚

病ありとて見えす、志しひて、めり出づまば、其の口腫れた

り、是をはぐりに、失せし、鉤をさぐりいでつ、一にハ、

云ふ、又、此の魚ハ、なよ海神誠めて、口女、今より鉤くふな、

又、天孫の饌にまわちちらん云ひふくめける、又、海神、

干珠、満珠を奉りて、兄をまとがへ給ふべきらたちを教

へ申しり、はて、故郷にりへりまして、鉤をバ返しつ、

つたまを出だして、ねぎ給へば、潮みちきて、兄お不れち

やまはきて、俳優の民とちらんと誓ひ給ひし、干珠

を以て、潮をまりぞけ給ひき、是より、天日嗣をつとま

しくり、海中にて、豊玉姫はら給ひしが、産期ふい

うろくづとハ魚のことなり
口女、日本紀ハ、赤女とあり、古事記ハ、赤海鯽魚と作り、共ハ鯛なり、今尾張辺りでメダヒといふりのちりとぞ
鉤くふなハ、鉤の餌を食ふりなり

俳優の民云々、日本紀一書ハ、於是兄者猶鼻以精塗掌、塗面告其弟曰、吾汚身如此、永為汝俳優者、乃拳足踏行、字其弱世之状云々、自尔

及今曾無廢絶と見え

うぶやと云ふ事も云々産屋をうの羽を以てふらる故の名といわれつるハ、いふがあらん尚子を産まんが為は造る屋ちればといふ方極ちるべし

たつらば、海邊に産屋を作りて、待ち給へと申しき、ちて其の妹玉依姫をひきわて、海邊に行きあひぬ、屋を作りて鷓鴣の羽にてふりまゝが、ふきもあへず、御子生まれ給ふによりて、鷓鴣草普不合尊と申す、まゝ、産屋をうぶやと云ふ事も、うの羽をふきくる故ちりとまん、はても、産のとき、見給ふちと契り申し、を、のぞきて見まゝ、海にちりぬ、耻ぢ恨て、我に耻せ給はず、海陸をうて相通トへどつる事をうらまゝとて、御子をすてたきて、海中にうへりぬ、後に、御子のきくくくましますことをききて、あをれとわがめて、妹の玉依姫を奉りて、やしちひまわらせらるとぞ、此の尊、天下を治め給ふこと、六十三万七千八百九十二年といへり、震旦の

世のはじめをいへるに、萬物混然として相をなまきず、是を混沌といふ、其の後、軽く清きものと天とちり、重く濁きる物ハ地となり、中和の氣ハ人とちり、是を三才と云ふ、是すでハ、我が國の初をい、其のちの君、盤古氏、天下を治むる事、一萬八千年、天皇、地皇、人皇とといふ玉、相續ぎて九十一代、一百八万二千七百六十年、はきにあらせて、一百十萬七百六十年、是一説實ハ明、廣雅といふ書にも、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六万歳とも云ふ、
①の獲麟といハ、孔子の在世、魯哀公のときちり、日本の懿徳にあとまり、ちのちハ、盤古のちのち、この尊の御世の末つうくに當るべきふや

第五代、彦波瀲武鸕鷀草普不合尊と申す、
①の御母豊玉姫

懿徳にあとる、懿徳天皇三十二年に當り

の名づけ申しし御名あり、御姨玉依姫にとつぎて、四
 ちの御子をうまひ給ふ彦五瀬命、稻飯命、三毛入
 野命、神日本磐余彦尊と申す、磐余彦尊を太子になて、
 天日嗣をちん續ぶりめまゝく、此の神の御代七
 十七万餘年の程小や、もろこしの三皇の初、伏羲と云ふ
 王あり、次に神農氏、次に軒轅氏、三代あをせて五萬八千
 四百四十二年、一説にハ、一萬六千八百二十七年、然らば、
 經中納言、新古今集の序を書くに、伏羲皇徳よ基して、四
 十万年といへり、いづれの説によまらふら、覺束ちきと
 ち、其の後に、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯、有虞氏、舜
 りと云ふ五帝あり、合せて四百三十一年、其の次に夏、殷、
 周の三代あり、夏にハ十七主、四百三十二年、殷ハ三十
 主、六百二十九年、周の世とちりて、第四代の主を昭王と

天竺に云、釈迦出生
 八滅の事ハ、古來三十
 三の異説あり、こゝハ
 見真大師の化身土卷
 の説に據り、つりし見
 以又穆王の五十三年
 二八滅とせば、神武天
 皇紀元より、二百八十
 九年前のときり
 此の神云々ハ、皆不合
 尊を申せらるり
 五代、天照大御神、天忍
 穂耳尊、彦火瓊杵尊
 彦火々出見尊、瓊杵尊
 不合尊をいふ

云ひき、其の二十六年甲寅の年までハ、周たありて一百
 二十年、此の年ハ、昔不合尊の八十三万五千六百六十七
 年にあとまり、今年、天竺に釋迦佛出生し、まゝ同ト
 トき八十三万五千七百五十三年に、佛御年八十にて入
 滅し給ひたり、りろこいふハ、昭王の子、穆王の五十三年
 壬申にあたり、其の後二百八十九年ありて、庚申にあ
 たり、此の神かくれまゝく、ぬすべて、天下を治め
 給ふ事、八十三万六千四十三年といへり、是より上つら
 たるを、地神五代とハ申すあり、二代ハ、天上にとゞまり給
 ひ、三代ハ、西州の宮にておおくの年をたくりまゝ、
 神代の事ちれば、行迹たゞちるらび、昔不合尊、八十三万
 餘年まゝく、其の御子磐余彦尊の御世より、俄に

人皇の御代とちりて、曆數もミトかくちりにけり事、う
 たがふ人もあるべき小や、はまど、神道の事おしてをり
 すがた、誠に、磐長姫の詛ひゆるま、壽命も短くちり
 けり、神のふるまひもちり、やぶて、人の代とちり
 たるり、天竺の説のごとく、次第ありて減たりとはみ
 えず、又、百王まゝおすべしと申すめで、十々の百よハあ
 らげ、窮ちれを百といへり、百官、百姓ちど云ふにて志る
 べきちり、むろ、皇祖天照太神、天孫尊にくだり給へる
 詔に、寶祚之隆、當與天壤無窮とあり、天地もむろに
 はらげ、日月も光をあらためず、いもんや、三種の神器世
 に現在し給へり、窮あるべからば、我が國を傳ふる
 寶祚ちり、あふぎてたふと奉るべきハ、日嗣をうけ給

ふ皇にちんおとす

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す、後に、神武と名づ
 け奉り、地神鸕鷀草薙不合尊第四の子、御母玉依姫、海
 神小童の第二の女ちり、伊弉諾尊にと六世、大日靈尊に
 と五世の天孫ふまゝおす、神日本磐余彦と申すハ、神代
 より、のやまとおとをちり、神武ハ、中古とちりて、りろこ
 しの詞によりてはどめたてまつれる御名ちり、又、此の
 御代より代ごとく宮所をうつして、其所の名をやりて
 御名とす、此の天皇をハ、橿原の宮とも申す是ちり、又
 神代より、至りて尊きを尊と云ひ、其の次を命といふ、人
 の代とちりてハ、天皇とも稱したてまつる、臣下にも朝
 臣、宿禰、臣などいふ、跡出で来にけり、神武の御時より、

至りて尊きを云々、尊
 と命とハ、共よしこと
 と訓して、義ハらるる
 ことちり、但、こハ日
 本紀より、まゝ

道のついでに國々豊國並吉備等の國々をいふ

けりまきることあり、上古にハ、尊とも、命とも、兼ねて稱
しつらと見えたり、世くぐりてハ、天皇を尊と申すこと
も見えび、臣を命といふ事もあり、古語の聞きあれず
きゆ忍ふや、此の天皇、御年十五にて、太子よとち、五十一
にて、父の神にありて、皇位につく、め給^{ひき}今年辛酉
の歲あり、筑紫日向の宮崎の宮にたを、まけるが、兄
の神達、および皇子、群臣にみことのりして、東征の事あ
り、此の大八洲ハ、皆こま王地あり、神代幽昧あり、によ
りて、西偏の國にして、おなくの年序を送られ、つふふ
そ、天皇舟楫をとくのへ、甲兵をいつめて、大日本洲にむ
らひ給^{ひぬ}道のついでに國々を平らげ、大倭に入りま
んとせしに、其の國よ、天の神、饒速日の尊の御子、宇麻志

間見命といふ神あり、外舅を長髓彦と云^{ひぬ}天神の御
子、兩種あらんやとて、軍をおうてふせぎたてまつ^{ひぬ}
其の軍こまくりて、皇軍一ぱく、利をうらな^{ひぬ}又、邪神
毒氣を吐き、うらバ、士卒皆病ふせり、茲に、天照太神、健
甕槌の神を、て、葦原の中津洲さわぐ音す、汝ゆきて、ま
ひらげよとみおとのり、たま^{ひぬ}健甕槌の神、申し給ひ
らるハ、むらう、國をたひらげ、とき、の劍あり、かきを下
は、おのづう、たひらぎちんと申して、紀伊國、名草の
村に、高倉下尊と云ふ神よ、まめ、て、此の劍を、うてまつ
り、まきバ、天皇よ、らこ、び給ひて、士卒のやみふせり、ら
も、まおきぬ、又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥とちりて
軍の御は、たにつ、ひまつ^{ひぬ}天皇、おめて、八咫鳥と稱し

ことふくも報酬の
義あり

鎮魂禱事紀云、神武天
皇元年十一月庚寅、宇
麻志麻治命初齋、瑞寶
奉為帝后鎮祭御魂祈

たまふ又、金色の鵄くどりて、皇弓のたぎりに居たり、其の
ひより、てりうふやかり、是によりて、皇軍大にりちぬ、宇
麻志間見命、其の舅のひがめるころを知りて、たをり
て殺しつ、其の軍を率わてまごひ申しにり、天皇
をまりごめまゝくして、天よりくごまる神劍をいづ
けて、其の大勳にあたふとぞ宣ませらる、此の劍をバ、豊
布都の神と號す、初ハ大和の石上にまゝくき、後ふと
常陸の鹿島の神宮にまゝす、彼の宇麻志間見命、又、饒
速日尊、天降りくとた、外祖高皇産靈尊、はづけたまひ
十種の瑞寶を傳へもつりくるを、天皇うたてまつる、
皇、鎮魂の瑞寶ありり、バ、其の祭をまどめらまにき、此
の寶を、すまはら、宇麻志間見にあづけたまひて、大和

請事、其鎮魂之祭自
此而始矣、見えり、
この祭ハ、毎年十一月
中寅の日に行はれぬ
檀原ハ、高市郡あり

わいどめハ、まきたり
の音便よて、分別の義
あり

靈時ハ、祭の處あり、鳥
見山ハ、城上郡と、宇陀
郡との界あり

のいそのうちに安置す、又、布留と號す、此の瑞寶を一つ
よびて、呪文をしてふる事あるに、よれるちるべし、か
くて、天下ことごとくたひらぎにり、バ、大和國檀原よ
みやまをいどめて、宮づらり、其の制度、天上の儀のご
と、天照太神より傳へたまへる、三種の神器を、大殿に
安置し、床を同くし、まゝ、皇宮、神宮一ちりり、バ、國
々の御調物を、齋藏に納めて、官物、神物のわいどめち
りき、天兒屋命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、專、神
事をつらさど、神代の例にことちる、又、靈時を鳥見
山の中に建て、天神地祇をまつり、めたま、この御
代のはじめ、辛酉のと、らこりの周の世、第十七代に
あつる君、惠王の十七年あり、五十七年丁巳ハ、周の二十

一代の君、定王の三年にあされり、今年老子誕生す、
ハ道教の祖あり、此の天皇、天下ををけめ給ふこと、七十
六年、一百二十七歳おとまりき

第二代、綏靖天皇、是より和語の尊神武第二の御子、御母

ハ輔五十鈴姫、事代主の神の女あり、父の天皇かくれま

して、三年ありて即位したまひ、庚辰のとしなり、大和葛

城高岡の宮にまゝす、二十一年庚戌のとし、もろこ

の周の二十三代の君、靈王の二十一年あり、今年、孔子た

んどやうす、是より、七十三年までたけはかり、儒教をひ

ろめらる、此の道ハ、むろりの賢王、唐堯、虞舜、夏のむろめ

の禹、殷のはづめ湯、周のむろめの文王、武王、周公の國を

治め、たゞをちでとまひ、道なれば心を正し、身を

孔子、名ハ丘、字ハ仲尼、魯の人あり、初魯の定公、表公、事ヘ一、が、事によりて之を辨し、その學を以て四方に游歴せり

ちなく、家ををけめ、國政をさめて、天下におよびすを
宗とはられバ、おとちる道ふるあり、ねども、すゑの世と
ありて、人、不正になり、ゆゑ、その道政をけめて、儒の
をへをたてらる、あり、天皇、天下ををさめたまふこ
と三十三年、八十四歳おとまりき

第三代、安寧天皇ハ、綏靖第二の御子、御母ハ五十鈴依姫、
事代主の神のおとむすめあり、むづのえうりのご、即
位、大和の片鹽浮穴の宮にまゝす、天下政をさめたま
ふこと三十八年、五十七歳おとまりき

第四代、懿德天皇ハ、安寧第二の子、御母ハ淳名底媛、事代
主の神の孫あり、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮に
まゝす、天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳た

まゝた

第五代、孝昭天皇ハ、懿徳第一の子、御母ハ天豊津姫、息石
耳命の女ちり、父の天皇かくれまゝして、一年ありて、丙寅
の年即位、大倭の掖上池心の宮にまゝす天下城をさ
めたまふこと八十三年、百四歳おはまゝすき

第六代、孝安天皇ハ、孝昭第二の子、御母ハ世襲足姫、尾張
の連の上祖瀛津世襲の女ちり、乙丑のごゝ即位、大倭の
秋津島の宮にまゝす天下を治めたまふこと一百二
年、百二十歳おはまゝすた

第七代、孝靈天皇ハ、孝安の太子、御母ハ姉押姫、天足彦國
押人命の女ちり、辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮に
まゝす三十六年、丙午にあとるとゝ、まゝすの周の

秦の始皇即位、これ天
皇七十年に當り、四
十五年とあるハ、暗記
の誤ちるべし
三皇五帝ハ、黄帝、顓頊、
堯、舜、および燧人氏、
伏羲氏、神農氏をいふ

此の事異朝の書に云
々、歐陽全集日本刀の
歌に、徐福行時書未焚
遺書百篇今尚存と見
えたり、こゝをばせり
こや

國滅びて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、此
の始皇仙方をあのみて、長生不死の薬を日本にもとむ
日本より、三皇五帝の遺書を、彼の國にゆとめり、始皇
ことごとく之を送る、其の後、三十五年ありて、彼の國、書
をやき、儒を埋みにくれば、孔子の全經、日本にとま
とらへり、此の事、異朝の書にのせり、我が國よハ、神功
皇后、三韓をたひらげ給ひしより、異國に通じ、應神の御
代より、經史の學つとをれりとぞ申しちし、いはたらし、孝
靈の御時より、此の國に文字ありとハきりぬことちれ
ど、上古の事ハたらにまるしといはればし、や、應神の
御代にわたるし經史たふも、今ハ見えず、聖武の御時、吉
備大臣入唐して傳へり本こそ、流布したまはば、此の御

君子不死の國、後漢書
東夷傳、東方有君子
不死之國とあり

代よりつたへんんおとも、あながちようたがふまどき
にや、凡、此の國をバ君子不死の國ともいふちり、孔子世
の亂まゝるまをなげきて、九夷よをらんと宣ひらる、
日本も九夷の其の一ちるべし、夷國にハ、此の國を東夷
と云、この國よりハ、又彼の國をえ、西蕃といへるがごと
し、四海と云ふも、東夷、南蠻、西羌、北狄ちり、南ハ、蛇の種な
まバ、虫をいたぶへ、西ハ、羊をのゝ牧ふちれば、羊をいた
がへ、北ハ、犬の種ちれば、犬をいたぶへ、きり、只ひらるハ、
仁ありていのちちるがし、よりて、大弓の字をいたがふと
云へり、孔子のときすく、おちこの事を志りたまひけれ
バ、秦の世小通トらんことあやしむにたゞぬことにや、
此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、百十歳おと

まゝき

第八代、孝元天皇ハ、孝靈の太子、御母ハ細媛、磯城縣主の
女ちり、丁亥のどし即位、大倭の輕の境原の宮にまゝ
す、九年乙未の年、ゆるこのの秦なるびて漢にうつりき、
此の天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おと
まゝた

大矢口宿禰
内色許男—伊迦賀
色許賣(孝元妃)
内色許賣(孝元皇后)
大綜麻杵—伊香色
謎開化皇后

第九代、開化天皇ハ、孝元第二の子、御母ハ鬱色謎姫、穗積
の臣の上祖鬱色雄命の妹ちり、甲申の年即位、大倭の春
日率川の宮にまゝす、天下を治めたまふおと六十年、
百十五歳おはまゝき

第十代、崇神天皇ハ、開化第二の子、御母ハ伊香色謎姫、初
孝元の妃とちりて、彦
大綜麻杵命の女ちり、甲申の年即
太忍信命をうめり

神代の鏡造云々
齊部氏家牒云、天富命
六世孫玉柳命、亦狹槌
命、石凝姥命、八世孫
龍津足命、足月陰命、壬
天目一箇命、八世孫、國
振立命、國振別命、子、物
更辨八尺鏡造、八束劍
為守身御璽、是至今天
津日嗣高座即之日、獻
所神璽鏡、是也、と見
えたり
神籬ハ、神を齋ひ祭る
料に、神の杖をたてめ
ぐらうたり所なり

位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。此の御時、神代を
はること、世八十つぎ、年ハ六百餘にちりぬ、やうやく、神
威をおそき給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉よ
ハ六百二十
九年ちり、神代の鏡造石凝姥の神の初子をめりて、鏡
をうつし鑄しめ、天目一箇の神の初子をりて、劍をつく
らう。大和の宇陀の郡にして、此の兩種をうつしあ
ためられき、これを護身の璽として、同殿に安置す。神代
よりの寶鏡、および靈劍をバ、皇女豐鋤入姫命につけて、
大倭笠縫の邑といふところに、神籬を建て、あがめ奉
らる。こまより、神宮、皇居、各別にちり、其の後、太神の教
ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひ
たり、十年の秋、大彦命を北陸につらう、武渟川別命を

開元一彦坐道主

任那の國使、この時の
使者ハ、蘇那島此知ま
り

東海に、吉備津彦命を西道に、丹波の道主命を丹波につ
らう。俱に印綬を給ひて、將軍とす。將軍の名初、天皇の
叔父武埴安彦命、朝廷を傾くんとせうりけきバ、將軍等
をとらめて、先追討せしめつ、冬十月に將軍發路す。十一
年の夏、四道の將軍、戎夷を平らげゆるよ。復命す。六十
五年秋、任那の國使を差して、御貢を奉る。筑紫を去るこ
ふ。天皇、天下を治めたまふこと六十八年、百二十歳むを
しましき

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神第二の子、御母ハ御間城姫、大
彦命孝元のの女ちり、壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城
の宮にまします。其の御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に
たりて、天照太神をいつき奉る。神のをへより、猶國

千木高知ハ、官殿の柱
大なるを云ひ、下津磐
根に云々ハ、柱を地下
に堅固にたつるをい
ふ

々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度
會郡五十鈴の川上に宮所をいめ、高天の原より千木高知
り、下津磐根に大宮柱太敷立てし、志づまりまゝくぬ
此の所ハ、むろゝ、天孫あまぐさりたまひしとき、猿田彦
の神まかりあひて、我も、伊勢の國狹長田の五十鈴の川
上にいゝるべしと申ししところなり、大倭姫命、宮所
をうつねたまひしに、太田命といふ人、又ハ興玉まわり
あひて、このごさる城をへ申しき、大のみことハ、むろ
の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かくて、中臣の祖、大鹿
島命を祭の主とす、又、大幡主といふ人を、太神主にち
給ふ、是より、皇太神とあがめ奉りて、天下第一の宗廟に
まゝす、此の天皇、天下を治め給ふ事九十九年、百四十

熊襲今の肥後の球麻
郡大隅曾根郡とハ、
この人種の住し、田
地ちうんといふ

歳おろし、まゝき
第十二代、景行天皇ハ、垂仁第三の子、御母ハ日葉洲媛、丹
波道主王のむすめなり、辛未の年即位、大倭の纏向の日
代の宮にまゝす、十二年秋、熊襲をむきて貢奉らず、八
月に天皇筑紫よ幸りて、これを征し給ふ、十三年夏こと
くくたむしげて、高屋の宮にまゝす、十九年秋、筑紫よ
り還りたまふ、二十七年秋、熊襲又反きて、邊境をむろゝ
り、皇子小碓尊御年十六、幼より、雄略の氣まゝりて、容貌
魁偉、身の長一丈、力能く鼎をあげ給ひし、くバ、熊襲をう
たしめ給ふ、冬十月に、ひそゝるか、の國にいゝり、奇謀を
以て、其の梟帥取石鹿文と云ふものを殺し給ふ、梟帥不
め奉りて、日本武と名づけ申しし、ことごとく、餘黨を

小蛇、古事記云ハ、白術
ニあひ給へりとする
ハ、日本紀にハ、大蛇と
見えり

うらみと給ふ云々、後
ハ、天皇東國を巡狩
給ひしハ、日本武尊の
遺跡を親とおぼし
てあり

普の山に荒神ありと聞えり、劍をバ、宮簀姫の家に
とめて、徒よりいでま^す山神、化して小蛇にちりて、道
によこたをまり、尊又おえて過ぎたまひしに、山神毒氣
をほきくりに、御心みづれにくり、そまより、伊勢にうつ
^ふ給能褒野と云ふところみて、御やまひをちりて
くちりにくれバ、武彦命をして、天皇の事よりを奏し
て、終ふかくま給ひぬ、御年三十ちり^き、天皇、きあしめし
て、ちりて給ふ事、きりちり、群卿百寮にあふせて、伊
勢國能褒野にをゆめたてまつられし、白鳥ごちりて、
大倭の國をさして飛び、琴彈原といふ所にとま^る、其
の所に、又陵をゆごめらまし、又、飛びて河内の古市ふ
とま^る、其のとまるに、ま^る陵をゆごめらまし、とま^る、白

鳥ま^る飛びて天にのがりぬ、依りて三の陵あり、かの草
薙劍ハ宮簀姫あがめ奉り、尾張にとま^る給^ふ、今の熱
田の神にま^すす、五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の
臣と^す、五十三年秋、小碓尊の平が、國をめぐりみづ
んやとて、東國に幸し給^ふ、十二月に、あづまよりあへり
て、伊勢の綺の宮ま^す、五十四年秋、伊勢より大倭
にうつり、纏向の宮に歸り給^ふ、天下を治めたまふこと
六十年、百六歳たまりま^るき

第十三代、成務天皇ハ、景行第三の子、御母ハ八阪入姫、八
阪入彦皇子^{崇神の}の女ちり、日本武尊、日嗣をうけ給ふ
べり^ふに、世はま^るやくま^る、^ふ、此の帝立ち給

^ふ辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にま^す

神武より十二代も大倭の國にまゝたりき景行天皇の末
 つつと此の高穴穗にまゝたりきこの時をいめて他
 ともいふまき皇都よりあらば
 國にうつり給ひぬ三十年の春武内宿禰を大臣とす大臣
 是に初ひぬ四十八年の春姪の仲足彦尊日本武尊の御子をたて
 まりぬ皇太子と給ひぬ天下を治めたまふこと六十二年
 百七歳にまゝたりき
 第十四代第十四世仲哀天皇ハ日本武尊第二の子景行
 の御孫なり御母と兩道入姫垂仁天皇の女なり大祖神
 武より第十二代景行までハ代のまゝに繼體ひぬたま
 日本武尊世をやく給ひにによりて成務是をつぎ
 給ひぬ此の天皇を太子としてゆづりまゝより代
 と世とかなるとはまゝる是よりハ世を本と記し奉

きりく、雄略紀に
 端麗を訓り

るべきなり、代と世とハ常の義差別なし、まゝれどもお
 んため、書き分り、但、字書よそそのいなきに
 あらず、代ハ更の義なり、世ハ周禮の註に、父死よて子立
 つを世と云、此の天皇御たちいとき、御た
 ふとあり、此一丈まゝたり、壬申の年即位、此の御とき、熊襲又
 反亂して朝貢せず、天皇軍をめてみづから征伐のた
 め筑紫にむひ給ひぬ皇后息長足姫尊ハ、越前の國筭飯
 の神にまゝりて、それより北海をめづりて行きあひ給
 ひぬ、に神ありて皇后にかたりてまつる、是より、
 西に寶の國あり、打ちてまゝ給へ、熊襲ハ小國なり、
 又伊弉諾、伊弉冊のうゝ給へり、國ちまゝ、うゝとす、そ
 終にハまゝがひ奉りちんとあり、天皇うゝがひ給
 えず、事ちまゝして、檀日の行宮にしてのくれたまひぬ長

元戸ハ、長門の旧名也

開化天皇一彦坐王

山代之大筒木真若

王

迎迓米雷王

忍長宿禰 神功皇

后

門におはめ奉^るこまを元戸豊浦の宮と申^す天下を治

め給ふ事九年、五十二歳おたりま^りき

第十五代、神功皇后ハ、息長宿禰の女、開化天皇四世の御

孫ちり、息長足姫尊と申^す仲哀たて^る皇后と^り給ひ

き、仲哀神のを^りへによ^りず、世をま^りやく^り給ひ^らバ、

皇后いきご^り不^まりて、七日ありて、別殿をつくり、齋^ま

こもらせ給^ふ此の時、應神天皇は^りまきけせま^りく

り、神、^りてはま^りの道を^りへ給^ふこの神ハ、

表筒男、中筒男、底筒男ちりとらん名のり給ひ^らる、是ハ

昔、伊弉諾尊、日向の小戸の櫛ガ原にみそぎ^り給ひ^ら時、

化生^りま^りら神ちり、後^りハ、攝津の國住吉にいつか

この三ヶ國を三韓と云

ふ、正ハ新羅に^りぎるべき^り、辰韓、馬韓、弁韓をすべて新

羅といふちり、あ^りれど、ふるく^り、百濟、高麗とく^りを

て三韓といひ^らるをうち志^すこ^りへ給ひき、海神、^りち^り城あ

ら^り、御船をはき^りて守り申^すら^りバ、思のおとく、か

の國を^りひらげ給^ふ神代より、年序久^くつもれ^り

に、かく、神威をあ^りら^り給ひ^らり、はて筑紫に^りへりて、

皇子を誕生^り給ひぬ、應神天皇よてま^ります、神の申^す

給ひ^らによりて、是を胎中天皇と^り申^す皇后攝政^りて、

辛巳の年より天下をま^りらせ給^ふ皇后未筑紫^りま^りま

り^ら時、皇子の異母の兄、忍熊王謀叛をおこ^りて、禦ぎ申

はんと^り々れば、皇子をバ、武内大臣にいた^りせなてま

つり、紀伊の水門につけ、皇后ハ、すぐに難波につき給ひ

て、程なく、其の亂をた^りげ^りき、皇子、おこ^りる^り給

皇子を誕生す、天皇の
物御ハ九年二月に
て、皇子の誕生ハ十二
月より

摩岐忍熊の二王ハ、大
中津比賣の御腹^り生
れ給へる御子たちま

彼の國云々
大矢田宿祢を留めて
鎮守將軍と給ひ
倭國の女王云々、この
こと我が國史に見え
ず或ハ熊襲などの、
王と稱して使をつか
せせるよハありげ
ウ

ひくわバ、皇太子とす武内大臣、專朝政を輔佐し申しけ
る、大倭の磐余稚櫻の宮にます是より、三韓の國、年
ごとに御調をそまへ、此の國よりも、彼の國に鎮守のつ
らちをおうれくわバ、西蕃相通して國家とますはるるな
りき、又もろこしへえ、使をつつらまきまらるふや、倭國の
女王、遣使來朝すと後漢書にみえらる、元年辛巳の年ハ、
漢の孝獻帝二十三年にある漢の代はどまりて、十四
代と云ひし時、王莽といふ臣、位をうをひて、十四年あり
き、其の後、漢にうへりて、又十三代孝獻のときに、漢ハ滅
びるき、此の御代の十九年己亥に、獻帝位をけりて、魏の
文帝にゆづらる是より天下を一つにわらきて、魏蜀吳と
あり、吳も、東によさる國なれば、日本の使も、先通らるる

道々のたく云々、
神天皇の朝、燈工女
を求め、雄略天皇
の朝に漢織、吳織を
をめ給ひしことま
まといふ

にや、吳の國より、道々のそくまらるるまてもわらはきき、
又、魏の國も通ぜられりとみえたり、四十九年乙酉
といひし年、魏又滅びて晉の代にうつりみき、蜀の國ハ、
未だ魏のためならずさき、吳ハ、魏よりのちまる三十年癸
未に魏のたためならず、晉のためならずはされよき、此
の皇后、天下を治めまふこと六十九年、一百歳おけ
まりた

此の時百濟より云々、
十五年百濟より阿直
岐を奉る、太子菟道稚
郎子、之を師とし學び
給ふ、又明年壬仁を奉
り論語及千字文を貢
せる由、日本紀よ見え
たり

第十六代、第十五世應神天皇ハ、仲哀第四の子、御母ハ神
功皇后あり、胎中の天皇ととも、又ハ、譽田天皇ともなづけ
奉る庚寅の年即位、大倭の輕島豐明の宮にます此
の時、百濟より博士をめし、經史をつくらる太子以下
是を學びまらひき、此の國に、經史および文字、坂もちふ
る事ハ、これよりは、まるまるりとは、異朝の一書の中に、日

異朝の一書云々
太平御覽に魏志を引きて神武天皇、吳太伯の後たることを云へり、されど、今の魏志にハ此の事あり、僧圓月、林羅山等の説も、此は基き、ちり、碑説たるハ、こゝに辨せられたるが如し、まゝと後紀大同四年二月辛亥朔倭漢總感帝詰園、天御中主尊標為始祖、至如魯王吳王高麗王漢高祖命崇、按其後裔、倭漢雖孫故、天宗、愚民迷執、誦寶錄、立諸司官人等、所歲皆進、治有秩、隋隨臣非、肯不進、帝、究之日、必處重科、と見え、又弘仁私記序、更、有帝王系圖書云、或到新羅高麗為國王、或在民間為帝王有因

本ハ、吳の太伯が後ちりといへり、返々あつてぬことなり、むろし、日本も、三韓と同種ちりと云ふ事のあり、が、彼の書を、桓武の御代に焼きすてらまゝあり、天地ひらけて後、素盞烏尊、韓の地にいづり給ひきちと云ふことあれば、かまゝの國々も、神の苗裔ちらん、とあなぐちるる、ちききにや、そます、昔よりもちひはる事あり、天地神の御末ちきばなにく、代々される吳の太伯が後、もあるべき、三韓震旦に通してより、以来、異國の人、おなく此の國に歸化しき、秦のすゑ、漢の末、高麗、百濟の種、ちるぬ蕃人の子孫もきづりて、神皇の御すゑと混亂せしによりて、姓氏録といふ書をもつくられき、そまも人民にとりての事あるべし、異朝にも人の心まちく

延暦年中下符諸國
今焚之、而獨在民間也
と見え、共、この
章に參照すべし
姓氏錄、弘仁六年、萬多親王の撰あり、姓氏を分りて、神代、皇別、諸蕃の三類とせられたり

第八廿美内宿禰あり

ちと、バ、異學の輩の云ひ出だせる事、後漢書より、此の國の事をバあつて、あるせら、符合したること、も、何り、又、心得ぬこともあるにや、唐書ふも、日本の皇代記を、神代より、光孝の御代まであきく、うにのせり、はて、此の御時、武内大臣、筑紫ををさめ、んため、彼の國につらまはれ、るに、弟の讒によりて、すでに追討せら、まゝを、大臣の僕、真根子と云ふ人あり、かゝち大臣に似たり、くれバ、相りちりて、誅せら、大臣ハ、忍びて都にまゝで、科ちきよ、をあきらめられ、まき、上古神靈のある、猶、くゝるあやまちまゝ、くゝらバ、末代いつで、つ、し、せ給ハ、げら、べき、天皇、天下を治めたまふ、と四十一年、百十一歳おと、まゝ、き、欽明天皇の御代に、な、め

肥後恐らく八世前の誤ちん、菱形の池ハ

て神とありけりきて、筑紫の肥後の國、菱形の池といふ所、

ありし給ふ^{ひぬ}我ハ人皇十六代、譽田の八幡丸ちりとの

給ひき、譽田ちりとの御名、八幡ハ垂迹の跡ちり、後に、豊

後國守佐の宮にまづまり給ひ、聖武天皇東大寺を

建立の後、巡禮し給ふべきよし託宣ありき、依りて、威儀

をとりのへて迎へ申^{まぬ}ら^る又神託ありて御出家の儀あ

りた、やがて彼の寺に勸請したてまつら^{まぬ}されど猶、勅

使なきハ守佐にまかりき、清和の御時、大安寺の僧行教

守佐にまうでたてり、に、靈告ありて、今の男山石清水

にうつり、ま^ま爾來、行幸も奉幣も石清水にあり、一

代一度守佐へも勅使をたてまつる、むろ、天孫あま

くだり給ひ、とき、御供の神八百萬ありき、大物主の神

託宣ありき、孝謙天皇
天平勝寶元年十一月
巳酉八幡大神託宣向
京と續日本紀に見え
り

三業身口意をいふ

密教ハ、真言宗をいふ

あつて天への不れりも、八十萬の神といへ、今

までも、幣帛を奉らる、神、三千餘坐あり、志るに、天照

太神の宮にちりびて、二所の宗廟とて、八幡をあふぎ申

はる、こと、寂たふとた御事あり、八幡と申す御名ハ、御

託宣に、得道來不動法、性示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆

生、故號八幡大菩薩とあり、八正とハ、内典に、正見正思惟

正語正業正命正精進正定正惠是を八正道とい^ふお^は

よと、心正るま^ま身口ハおのづから清まる、三業に邪を

くして、内外真正なるを諸佛出世の本懐と^い神明の垂

迹も、ま^ま是がためちるべし、ま^ま八方に八色の幡を

つるま^まとあり、密教のちりひ、西方阿彌陀の三昧耶形を

り、その故にや、行教和尚にハ、彌陀三尊の形にてま^まえは

せ給ひたり、光明袈裟の上にくつせまゝに、くちを
 頂戴して、男山に安置し申しけるにぞ、神明の本地を
 いふ事ハ、たゞちぬたぐひおろきまど、大菩薩の應
 迹をむらゝより、あきまらる證據たりますや、或
 ハ又、昔於靈鷲山説妙法花經とも、或も彌勒ちりごと、大
 自在王菩薩ちりとも託宣したまふ、中にも、八正の幡を
 たて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よくよく、思ひ入
 りてつうまつるべきにや、天照太神も、唯正直をのこ
 御心とたまへる、神鏡を傳へまゝに、事のむら
 ハ、はきりも志るゝぬまゝ、雄略天皇二十二年の冬十一
 月、伊勢の神宮の新嘗のまつり、夜ふけてかゝへの人
 々まうりいで、後、神主物忌らむらりごまうたり

に、皇太神、豊受の太神、倭姫命にうゝて、託宣し給ひ
 ふ、人とすちをち天下の神物ちり、心神をやぶる事ちり
 け、神もたゞに祈禱を以てはきと、冥ハ、くもふるに
 正直を以て本とすごあり、同二十三年二月に、うきねて
 託宣し給ひに、日月ハ四洲をめぐり、六合をうすすと
 いへど、正直の頂をてらまべきちり、はれば、二所宗廟
 の御心をまゝんと思ふ、唯正直をはきとすべきちり、
 凡、天地のあひど、ありとある人、陰陽の氣をうけたり、不
 正にして、はたつべうらび、おとまゝに、此の國ハ神國な
 れバ、神道にたがひてハ、一日も日月をいへくまどき
 いちまちり、倭姫の命、人まをへ給ひくらハ、黒き心ち
 くして、丹心をもちて、清く潔く齋し、慎み、左の物、右に

うつはず、右のりのを左にうつさずして、左を左とし、右を右とし、左にあり、右よめぐることを、萬事たがふ事なくして、太神につううまつれ、元々本々の故ありとせん、誠ふ、君に仕へ神まつうへ、國を治め、人城をへんおさへ、かゝるべしとを、おゆる、少のとも心ゆるす所あれバ、おほきにあやまる本とちる、周易に、霜を履て堅氷よ至ると云ふこと、孔子釋して宣く、積善の家に餘慶あり、不積善の家には餘殃あり、君を殺し、父を殺すことと、一朝一夕の故あり、いと、毫釐も、君をゆるせよする心をきばすものと、必亂臣とちる、芥蒂も、親をおろそかにする、かゝるありの、はくして賊子とちる、此のゆゑに、古の聖人、道は須臾もなちるべし

古の聖人云々、中庸の語あり

らび、ななるべき道にあらずと説かり、但、其の末をわまちびて、源をあきらめば、事にのぞきて、覚えざるあやまりあり、其の源と云ふは、心よ一物をたくをへざるをいふ、志の、虚無の中に、まゐるべし、天地あり、君臣あり、善惡の報、影ひ、きのごとし、おのまご欲をすて、人を利するを、はたして、境々に對すること、鏡の物をてらむ、おとく、明々として、まよを、ざらんを、まことの正道と云ふべきにや、代々たまりとて、みづからいやしむべし、天地のはじめ、今日を始とする理あり、志の、ちる、君も臣も、神を、はる、こと、おからず、つねに、眞の知見を、へり、神の本誓を、き、りて、正に居せんことを、心ざし、邪を、思ふべし

兄の太子遠云々皇兄
大山守命皇太子を殺
奉りて天下を得ん
ともうられしをいふ

第十七代仁徳天皇ハ、應神第一の子、御母ハ仲姫命五百
城入彦皇子景行の御子の女あり、大鷦鷯尊と申サ應神の御
時、菟道稚郎子と申し、ハ、寂末の御子にてまゝく
を、うつくし給ひて、太子にたてんとおぼしめし、
兄の御子達、うけがひ給えど、サ此の天皇、ひとり
けがひ申し給ひしによりて、應神悦びまゝて、菟道稚郎
子を太子とし、此の尊を輔佐にちん定め給ひ、サ應神
かくれまゝ、サ御兄たち、太子をうくるまんとせし
れしを、此の尊はとりて、太子と心を一によりて、かきを
誅せしれにき、茲に、太子天位を、尊にゆづり給ひ、尊か
くいなむ給ひ、三年にちるまで、たがひよゆづりて、位を
むちサ太子ハ、山城の宇治にまサ尊ハ、攝津の難波

高津宮
攝津東成郡安國寺阪
の北、小祠の邊、真田山
の東ありといふ

高屋云々
日本紀菟安歌集に、サ大鷦鷯天皇、左大臣從
二位無行左近衛大將
藤原朝臣時平
たりとの、のぼりて
みれば、あめのいたよ
もよけりて、い

にまゝく、國々の御つぎ物も、あちこちあり、けと
らずして、民の愁となれり、太子まづうらうせ給
ひぬ、尊おどろきさげき給ふことかぎり、サはまど、の
づれますべき道ちるね、癸酉の年即位、攝津國難波高
津宮にまサ日嗣をうけ給ひしより、國をいづめ、民
をあちまきと給ふこと、ためしもまれり、御おとにや、
民間のまづしき事をたがして、三年の御調をとめら
れぬ、高殿にのぼりて見給へば、よぎまゝくみえ、サに
よりて、高屋に、のぼりて見せば、煙たつ、民のかまどハ、サ
きたまひに、サとぞよませまゝく、サちて猶、三年を
ゆるはまき、サれバ、宮の中やぶきて、雨露もたまらず、宮人
の衣やつきて、そのよそを不ひも全からば、帝ハ、あきを

とみゆると見えたり
既ニ新古今にも、仁徳
天皇の御製とせり、然
るとも、この歌時平の
歌を誤りて御製とせ
るありべし、日本紀、古
事記等にも見えねば
あり

のゝととらんおごりめりたり、かくて六年といふる、國
々の民おのゝまわりあつまりて、大宮づくり、色々
の御調をそなへけりとぞ、ありごとかり御政ちるべ
し、天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おたりまき
第十八代、履中天皇ハ、仁徳の太子、御母ハ磐之姫命、葛城
襲津彦の女ちり、庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻宮よ
ましま^す後の稚櫻の宮と申^せ天下を治めたまふ事
六年、六十七歳おけりまき
第十九代、反正天皇ハ、仁徳第三の子、履中同母の弟ちり、
丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮りましま^す天下を
治め給ふ事六年、六十歳おたりまきた
第二十代、允恭天皇ハ、仁徳第四の子、履中反正同母の弟

ちり、壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にましま^す此
の御時までハ三韓の御調、年々にかちりたり、是よ
り後ハ、常におおきりたりとらん、八年己未にあさまき
し年、もろこしの晉なるびて、南北朝とま^り宋齊梁陳あ
ひつゞきておこ^る是を南朝と云ひ、後魏北齊後周つぎ
くにおお^るを北朝とい^ふ百七十餘年ハちりびて
たちたりき、此の天皇、天下を治めたまふ事四十二年、八
十歳おたりまき

訂正神皇正統記上卷終

明治二十五年一月廿三日 印刷
同 年一月廿五日 出版

版權所有

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

介

著者

東京牛込區水道町四十二番地

畠山

東京神田區柳原河岸十四番地

辻敬

之

發行者

東京下谷區練塀町六十八番地

沼尻為

作

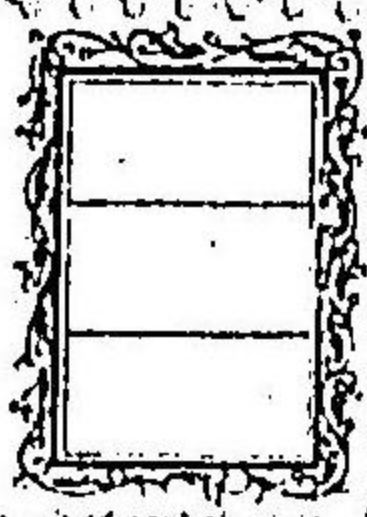
印刷者

東京神田區柳原河岸十四番地

普及

舍

發兌



4
3
204

普
及
金

